

令和5年4月

NPO法人ガイドブック

法人設立申請版

宮城県環境生活部 共同参画社会推進課

NPO・協働社会推進班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL 022-211-2576 FAX 022-211-2392

E-mail kyoshan@pref.miyagi.lg.jp

このガイドブックはホームページよりダウンロードできます。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha/npotop.html>



目 次

I 特定非営利活動法人(NPO法人)の設立	1
II 設立準備から登記後の届出まで	3
III 設立申請に必要な書類等	4
IV 設立の登記	28
V 設立登記完了の届出	30
VI NPO法人の税務上の取扱い	31
VII 設立後すぐに必要な届出など	33
VIII 設立後定期的に必要な届出など	34

資 料

関係行政機関窓口等一覧	35
特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)	37
特定非営利活動促進法施行条例(平成10年宮城県条例第34号)	53
特定非営利活動促進法施行細則(平成10年宮城県規則第71号)	56
組合等登記令(昭和39年政令第29号)	60
宮城県における「特定非営利活動促進法の運用方針」	63

本書において使用している省略語は、次のとおりです。

法……………特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)

NPO法人……………特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

施行条例……………特定非営利活動促進法施行条例(平成10年宮城県条例第34号)

施行細則……………特定非営利活動促進法施行細則(平成23年内閣府令第55号)

I 特定非営利活動法人 (NPO法人) の設立

特定非営利活動法人(いわゆるNPO法人。以下「NPO法人」といいます。)とは、特定非営利活動促進法(いわゆるNPO法。以下「法」といいます。)に定められた要件を備える団体が、所轄庁の認証を受け、法務局で設立の登記をすることによって成立する法人です。

■法人格を取得した場合の効果は

法的な立場が確立するため、任意団体では代表者個人名でしかできなかった銀行口座の開設、不動産登記、契約などが法人名義でできるようになります。また、法律で義務付けられる情報公開を重ねることによって、活動をより多くの方に知ってもらったり、社会的信用を高めていくことも期待できます。

一方で、法律に規定されたルールに従って法人を運営したり、法人関係諸税が課税されるなど、法人としての義務も生じます。

よって、法人化を検討する場合には、何のために法人化するのかを理解し、法人格が団体の活動に本当に必要なものなのかをよく話し合うことが重要といえます。

■法人格の選び方

地域運営組織が展開する活動は多種多様であり NPO 法人をはじめ、認可地縁団体、一般社団法人、株式会社、合同会社など多様な法人制度が活用されています。「組織の性格」や「取り組みたい事業」を中心に、どのような法人格を選択するか検討してみたいはかがででしょうか。

○非営利団体

	認可地縁団体	一般社団法人	NPO法人
目的	地域的な共同活動を行うこと	制約なし(公益・共益・収益事業も可)	特定非営利活動(20分野)
法人等の登記	不要(市町村長への告示が要件になる)	必要(登記して設立)	
議決権	1人1票	原則1社員1票 ^{※1}	原則1社員1票 ^{※1}
主な設立要件	・地域的な共同活動を目的とし、実施していること ・区域が客観的に定められていること ・区域の住民が構成員となれ、その相当数の者が現に構成員であること ・規約を定めていること	社員2人以上	・特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること ・営利を目的としないものであること ・社員の資格の得喪に不当な条件を付けないこと ・社員10人以上(常時)であること
設立方法	市町村長が認可	公証人役場での定款認証後に登記して設立(準則主義)	所轄庁の認証後に登記して設立
設立に要する費用(主なもの)	不要(団体証明書等の発行手数料は除く)	・定款認証の手数料5万円(電子認証の場合) ^{※2} ・登録免許税6万円	不要
剰余金の分配	できない		
課税	収益事業にかかる所得のみ	全所得 ^{※3}	収益事業にかかる所得のみ
作成義務のある主な書類	・財産目録(備置き)	・定款・事業報告書・損益計算書・貸借対照表 ・附随明細書	・事業報告書・活動計算書・貸借対照表・財産目録・年間役員名簿・前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名等を記載した書面 ・最新の役員名簿(備置き) ・定款等(備置き)

※1 一般社団法人及びNPO法人については、極端に不平等な場合を除き、定款で社員の議決権について別段の定め(例えば、ある種の社員については議決権を2票とする、など)を置くことは許容されている。

※2 紙による認証の場合は、印紙代として別途4万円が必要。

※3 非営利型法人に該当する場合は、収益事業にかかる所得が課税対象。

出典：「地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議（第3回）」（平成28年4月：内閣官房）資料、「暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業 報告書」（平成28年3月：総務省）、内閣府ホームページ、国税庁ホームページ、法務局ホームページを基に、宮城県共同参画社会推進課で作成。

■NPO 法人格を取得できる団体は

1 「特定非営利活動」を行うことを主たる目的とした団体であること。

特定非営利活動とは、次の(1)から(20)のいずれかにあてはまる活動で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動です。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 災害救援活動
- (9) 地域安全活動
- (10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (11) 国際協力の活動
- (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (13) 子どもの健全育成を図る活動
- (14) 情報化社会の発展を図る活動
- (15) 科学技術の振興を図る活動
- (16) 経済活動の活性化を図る活動
- (17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (18) 消費者の保護を図る活動
- (19) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (20) 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

- 2 営利を目的としないこと。（団体の構成員に対して剰余金や利益を分配しないことであり、有償によるサービスや収益を上げることが禁止しているものではありません。）
 - 3 社員（正会員など、総会で議決権を持つ者のことです。）の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。（基本的に誰でも自由に社員になったりやめたりできること。）
 - 4 10人以上の社員がいること。3人以上の理事、1人以上の監事がいること。
 - 5 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること。
 - 6 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと。
 - 7 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと。
 - 8 暴力団でないこと。また、暴力団又は暴力団員（団員でなくなつてから5年を経過しない者を含む。）の統制の下にある団体でないこと。
- ※(20)の活動は、現在宮城県では定めていません(令和5年4月1日時点)。

■NPO法人になるには

NPO法人になるには、団体で法人設立の意思を決定した後、法令に規定されている設立認証申請書及び添付書類を所轄庁である宮城県※に提出して法人設立の認証を受け、法務局で法人としての登記を行わなければなりません。次ページ以降で設立の手続きについて説明します。

※仙台市のみならず事務所を置く場合は、仙台市が所轄庁となります。

例：名取市に主たる事務所を置く→宮城県

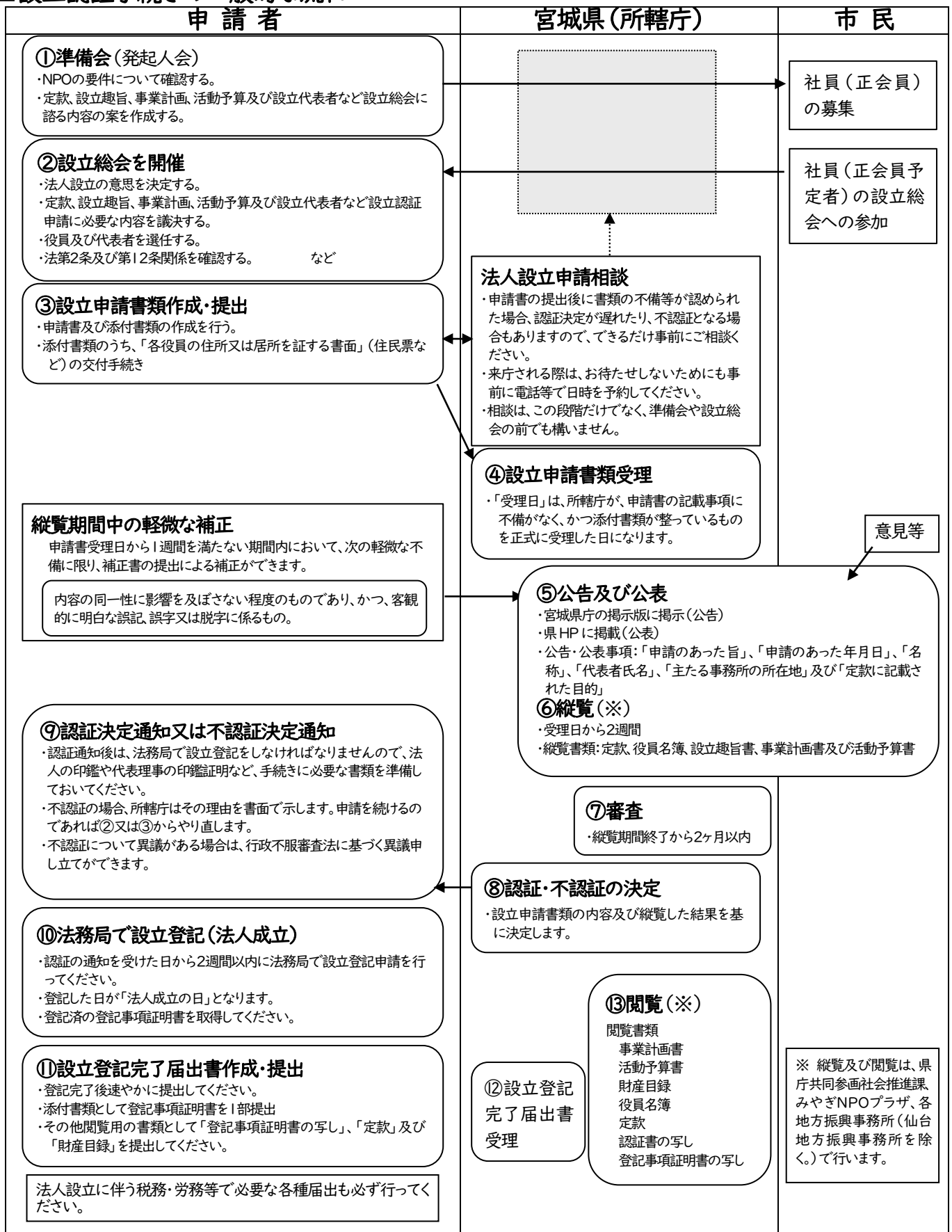
仙台市に主たる事務所を置く→仙台市

仙台市に主たる事務所、名取市に従たる事務所を置く→宮城県

名取市に主たる事務所、仙台市に従たる事務所を置く→宮城県

II 設立準備から登記後の届出まで

■ 設立認証手続きの一般的な流れ



Ⅲ 設立申請に必要な書類等

■提出書類一覧

設立認証申請書については、書式が条例で定められています。

添付書類(下記一覧1~11)については、記載例がありますので参考にしてください。

また、記載例等のデータは、ホームページからダウンロードすることができます。

URL <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha/setsuritu2304.html#down>

【令和2年改正点】

NPO 法人を設立するためには、法律に定められた書類を添付した申請書を、所轄庁に提出し、設立の認証を受けることが必要です(法第10条第1項)。所轄庁は、提出された書類の一部(役員名簿については、役員の住所又は居所に係る記載を除いたもの。以下「特定添付書類」といいます。)を、申請書を受理した日から2週間、公衆の縦覧に供するとともに、遅滞なく申請があった旨、申請のあった年月日及び特定添付書類に記載された事項を、インターネットの利用により公表することとなります(法第10条第2項)。

所轄庁は、縦覧期間を経過した日から2カ月以内に認証又は不認証の決定を行います(法第12条第2項)。設立の認証後、登記することにより法人として成立することとなります(法第13条第1項)。

	提出書類名	関係法令等	提出部数	記載例の掲載頁
1	設立認証申請書	施行条例第2条	1	5
2	定款	法第10条第1項第1号	2	8
3	役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)	法第10条第1項第2号イ	2	17
4	各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本	法第10条第1項第2号ロ	各1	18
5	各役員の住所又は居所を証する書面 ※個人番号(マイナンバー)の記載がないもの	法第10条第1項第2号ハ 施行条例第2条第2項	各1	
6	社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した名簿	法第10条第1項第3号	1	19
7	法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面(「確認書」)	法第10条第1項第4号	1	20
8	設立趣旨書	法第10条第1項第5号	2	21
9	設立についての意思の決定を証する議事録(設立総会議事録)の謄本	法第10条第1項第6号	1	22
10	設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	法第10条第1項第7号	2	24
11	設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	法第10条第1項第8号	2	26 27

■定款とは

定款は、法人を運営するための根本原則であり、団体の憲法ともいえるものです。同時に、目的、事業内容などを社会的に明らかにするという意味があり、認証申請の添付書類の中でも最も重要なものです。

なお、定款に誤字・脱字があるまま認証されると、そのまま効力が発生し、それを訂正するためには定款変更の手続きが必要となりますので十分注意してください。

■絶対的記載事項(法が求めている要件)

定款には、法第11条の規定による次に掲げる事項が記載されていなければなりません。これらの記載を欠いた定款は不認証事由となりますので注意してください。

	絶対的記載事項	備考	定款例の 条文
1	目的	団体の目的	3
2	名称	団体の名称	1
3	その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類	活動の種類は、法の別表に掲げる活動の種類から該当するものを選択します 具体的な事業名を記載します	4、5
4	主たる事務所及びその他の事務所の所在地	その他の事務所はある場合のみ記載します 最低でも市町村名まで記載します	2
5	社員の資格の得喪に関する事項	事項例は、会員種別、入会条件、会費、資格喪失の条件、退会、除名などです	6～
6	役員に関する事項	事項例は、種別及び定数、選任、職務、任期、解任、報酬などです(任期は2年以内で必ず記載)	13～
7	会議に関する事項	事項例は、会議の種類、構成、権能、開催、招集、議長、定足数、議決数、議事録など(総会の招集方法は必ず記載)	21～
8	資産に関する事項	事項例は、資産の構成、区分、管理、運用など	39～
9	会計に関する事項	事項例は、会計の方法、区分、事業計画及び予算、事業報告及び決算など	42～
10	事業年度	団体の事業年度	49
11	「その他の事業」を行う場合には、その種類とその他当該「その他の事業」に関する事項	記載がないと行えないので、想定される事業名を具体的に記載します 事項例は、収益があった場合の充当など	5
12	解散に関する事項	事項例は、解散事由、手続など	52
13	定款の変更に関する事項	事項例は、手続など	51
14	公告の方法	合併や解散の際に、債権者に公告するための方法です	55
15	設立当初の役員	役名と氏名	附2

■相対的記載事項

定款には、法に規定された絶対的記載事項の他に、定款に記載することによって法令が定める要件を変更することができる事項もあります。

団体に最も適した運営方法を考えて、必要に応じて定款に記載してください。

定款で特に定めのない場合は、法令の規定がそのまま適用されます。

相対的記載事項の例	定款例の条文
理事は、一人ひとりが法人を代表できますが、定款で定めることでその代表権を制限できます。	15
役員の任期は、2年以内とされていますが、役員を社員総会で選任する法人にあっては、定款で定めることで、任期を社員総会が終結するまで延長することができます。	16
臨時総会開催の請求に必要な社員数について、総社員数の 1/5 以上とされていますが、定款で定めることで増減できます。	24
総会における議決事項は、事前の通知に関するものとされていますが、定款で定めることで例外規定をおくことができます。	28
総会に関する書面表決権及び代理人出席について、書面又は代理人出席による表決が認められているほか、定款で定めることにより、電子メールなどの電磁的方法による表決を可能とする規定をおくことができます。	29
定款の変更に係る社員総会について、社員の 1/2 以上の出席と、3/4 の多数をもって議決しますが、定款で定めることで増減できます。	51
法人は、社員総会の決議、特定非営利活動に係る事業の成功の不能、社員の欠亡、合併、破産、所轄庁による認証の取り消し以外にも定款で定めることで、解散の事由を規定することができます。	52
解散の決議に関する社員総会の議決は、社員総数の 3/4 以上とされていますが、定款で定めることで増減できます。	52
残余財産の帰属先は、定款で定めることで特定非営利活動法人、他の公益法人など帰属先を指定することができます。	53
合併の議決に関する社員総会の議決は、社員総数の 3/4 以上とされていますが、定款で定めることで増減できます。	54

■任意的記載事項

定款は、団体の自治のための文書でもありますから、絶対的又は相対的に必要な記載事項の他に団体の運営にとって必要な規定を法令に違反しない限り、自由に書き込むことができます。

ただし、それらを変更するには法に定められた手続きが必要となりますので、軽微な事項や短期間で変更することが考えられるような事項は定款に記載せず、細則等で別に定める方法もあります。

■注意事項

次のような内容を含む定款は、不認証になる場合がありますので御注意ください。

- 1 定款の変更を禁止する定め
- 2 入会や退会を認めない旨の定め
- 3 全権限を理事に与える定め
- 4 残余財産を社員に配分するような定め

【記載例】

特定非営利活動法人□□□□□定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人□□□□□という。

*必ず記載する事項です。
*登記事項です。
*法人名称として登記に使用できる符号は以下のとおりです。
①ローマ字(大文字及び小文字)②アラビア数字③「&」(アンパサンド)「'」(アポストロフ)「,」(コンマ)「-」(ハイフン)「.」(ピリオド)「・」(中点)
*「()」(括弧)は登記に使用できません。例:※特定非営利活動法人MIYAGI(みやぎ)など
*③の符号は、字句(日本文字を含む。)を区切る際の符号として使用する場合に限り用いることができます。したがって、商号の先頭又は末尾に用いることはできません。ただし、「.」(ピリオド)については、その直前にローマ字を用いた場合に省略を表すものとして商号の末尾に用いることもできます。
*なお、ローマ字を用いて複数の単語を表記する場合に限り、当該単語の間を区切るために空白(スペース)を用いることもできます。
*法人の名称については、特殊な場合は事前に最寄りの法務局に相談されることをお勧めします。
*名称の後に(以下「〇〇という。」)と付け加える場合は、以下の条文において「〇〇は、…」と表記してください。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県□□市□□〇丁目〇番〇号に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を宮城県□□郡□□町〇番〇号に置く。

*必ず記載する事項です。
*登記事項です。
*所在地の表示は、最小行政区画(市町村)まででも構いません。
*番地まで表示する場合は、「〇-△-□」などと省略せずに表記してください。
*従たる事務所がない場合、第2項は不要です。
*主たる事務所には、設立時の財産目録及び事業報告書等を翌々事業年度の末まで備え置く必要があります。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、【①】に対して、【②】に関する事業を行い、□□□□に寄与することを目的とする。

*必ず記載する事項です。
*登記事項です。
*①には、受益対象者の範囲について記載し、②には、主要な事業を記載するのが基本的ですが、必ずしもこの形式でなくても構いません。設立趣旨書などと整合性をとり、法人の権限能力の範囲を明確にできる程度に具体的に記載してください。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1)

：
*必ず記載する事項です。
*登記事項です。
*法別表に列挙されている活動のうち、いずれの活動に該当するか記載します。(いくつ選んでも構いません。)
*法別表が用いている表現のまま記載してください。
*(20)の活動は、現在宮城県では定めていません(令和5年4月1日時点)。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

①

：

(2) その他の事業

①

：

*必ず記載する事項です。
*登記事項です。
*特定非営利活動に係る事業以外行わない場合は、(2)は不要です。その場合「この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。」と記載し、(1)(2)・・・と事業名を記載しても構いません。
*「(2)その他の事業」とは、例えば特定非営利活動に係る事業の資金を得るために収益を目的に行う事業や会員相互の融和・親睦を図るための事業などが考えられます。

- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じたときは、これを同項第1号に掲げる事業のために使用するものとする。

*法第5条第1項の規定の引用です。必ずしも記載する必要はありませんが、団体の事業目的を明確にするために記載することもできます。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の○種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

*社員の資格の得喪は、必ず記載する事項です。
*賛助会員、準会員など、正会員以外の会員を定める場合は、正会員と区分して記載します。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

*社員の資格の得喪は、必ず記載する事項です。
*正会員の資格取得に不当な条件を付すことはできません。条件を付する場合は、目的などに照らし、合理的かつ客観的なものでなければなりません。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

*入会金又は会費がない場合は、記載する必要はありません。
*理事会など総会以外の決定機関で定めることもできますが、この定款例第23条（総会の権能）など他の条項と矛盾しないように整合性をとってください。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
(3) 継続して○年以上会費を滞納したとき。
(4) 除名されたとき。

*社員の資格の得喪は、必ず記載する事項です。
*正会員の資格喪失に不当な条件を付すことはできません。
*除名を資格喪失の条件とする場合には、除名に関する規定が必要となります。（この定款例第11条参照）

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

*退会が任意であることを明確にするために規定するものです。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、又はこの法人の定款等に違反したとき。
(2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

*「理事会」の議決事項にすることもできます。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入された入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

*役員に関する事項は、必ず記載する事項です。

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 ○人以上○人以内
- (2) 監事 ○人以上○人以内

2 理事のうち、1人を理事長、○人を副理事長とする。

*理事の定数は3人以上、監事の定数は1人以上でなければなりません。
*「○人」と定数を規定することもできます。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

*それぞれの役員について、その者の配偶者又は3親等以内の親族(以下「親族」という。)が役員になれるのは1人までです。よって、ある役員及びその親族2人の合計3人が役員として同時に在籍することはできません。
*役員とその親族が役員総数の3分の1を超えて含まれてはいけません。よって、例えば夫婦2人が同じNPO法人の役員として在籍するならば、役員の総数は、最低6人以上必要です。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

*第3項及び第4項は、それぞれ法第21条、第19条の引用です。
*役員その他の欠格事項は、法第20条を参照してください。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

*理事長以外の理事が代表権を有しないことについて、この条文中で明確にします。
理事全員が法人を代表する場合には、「理事全員は、この法人を代表する。」というような記載をします。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、(理事長があらかじめ指名した順序によって、)その職務を代行する。

*副理事長等が1人だけの場合は、()書部分は不要です。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終了するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

*必ず記載する事項です。
*「再任を妨げない」とは、同一人が任期満了後、期間を空けることなく再度役員に就任できるということです。
*法第24条の規定により、任期は2年以内でなくてはなりません。ただし、同条第2項の規定に基づき、役員任期の伸長規定を第2項として設けることもできます。
*第4項は、職務を行わなければならないだけで、理事又は監事であり続けるわけではありません。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

*法第22条の引用です。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

*役員総数が5人までの場合は1人だけ、6~8人の場合は2人まで、9~11人の場合は3人まで(以下省略)となります。
*あくまで役員としての報酬なので、役員である者が例えば事務局長など実務スタッフとしての役目も担っている場合で、その労働の対価として支払われる賃金等は含まれません。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

*交通費などの実費弁償は上記の「報酬」には該当しません。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

*会議に関する事項は、必ず記載する事項です。
*第6章の理事会と併せて「会議」として規定することも可能です。

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任、解任及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

*総会は、定款で理事会などの機関に委任された事項以外のすべての事項について決議する法人としての最高意思決定機関です。
*他の条文との整合性に注意してください。
*(1) 定款の変更、(2) 解散、(3) 合併については、総会の権限であり、理事会など他の機関に委任できません。それ以外は委任することもできますが、その場合他の条文(この定款例の場合は、第32条 理事会の権能など)と相互に矛盾しないように規定してください。

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度〇回開催する。

*法第14条の2の規定により、毎年(年度)1回以上通常総会を開催しなければなりません。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

* (2) の「5 分の 1」は定款で増減することができます。
* (3) のように他の条項を引用している場合、条項を削除したことなどにより、条がずれる場合に注意してください。(他の部分でも注意が必要です。)

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所（オンラインにあっては、その方法等）、目的及び審議事項を記載した書面（又は電磁的方法）をもって、少なくとも総会の 5 日前までに通知しなければならない。

*総会の招集方法は、必ず記載する事項です。
*第3項について、法第14条の4の規定により、少なくとも5日前まで通知しなければなりません。(5日以上にすることは差し支えありません。)

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

*団体(法人)を議長として選任することはできません。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の〇分の〇以上の出席がなければ開会することができない。

*定款に特例の定めがない場合は、正会員総数の2分の1以上となっています。運営実態や民主的な運営等を勘案して、最高意思決定機関としてふさわしい数を決定してください。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

*あらかじめ通知しない議決事項についても、定款に規定することで議決することができます。
(例)「ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の〇分の〇以上(過半数以上)の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。」

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面（又は電磁的記録）により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面（若しくは電磁的方法）をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

*電磁的方法とは以下の方法を指します。いずれも受信者は記録を書面に出力できるものであることが必要です。
①電子メールの送信による方法、②ウェブサイトへの書き込み、③CD-ROM等の磁気ディスクを交付する方法

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面〔若しくは電磁的方法による〕表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面（又は電磁的記録）による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

*必ず記載する事項ではありませんが、理事会を設置する場合は、記載したほうが望ましいと言えます。

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

*総会その他の機関との権能の分担について、この定款例第23条等の総会での議決事項と併せて検討してください。

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の〇分の〇以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から〇日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面（又は電磁的方法）をもって、少なくとも理事会の〇日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面（又は電磁的方法）をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面〔若しくは電磁的方法による〕表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

*資産に関する事項及び会計に関する事項は、必ず記載する事項です。ただし内容について具体的な規定はありません。
*資産の総額は、登記事項です。

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産

- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、(これを分けて) 特定非営利活動に係る事業に関する資産(及びその他の事業に関する資産)の1(2)種とする。

*この定款例第5条(事業)の種類に合わせて区分してください。
*特定非営利活動に係る事業に関する資産1種の場合は、()書き部分は不要となり、この条項を削除することもできます。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

*「法第27条各号に掲げる原則」とは、正規の簿記の原則、真实性・明瞭性の原則及び継続性の原則をいいます。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、(これを分けて) 特定非営利活動に係る事業に関する会計(及びその他の事業に関する会計)の1(2)種とする。

*この定款例第5条(事業)の種類に合わせて区分してください。
*特定非営利活動に係る事業に関する会計1種の場合は、()書き部分は不要となります。また、この条項を削除することもできます。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

*毎事業年度始めの3月以内に事業報告書等を作成し、主たる事務所に備え置かなければなりません。また、事業報告書等を所轄庁に提出しなければなりません。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年〇月〇日に始まり翌年〇月〇日に終わる。

*必ず記載する事項です。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に関する事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

*定款変更のための議決方法は、必ず記載する事項です。

*定款の変更は、必ず総会の議決を必要とします。

*「4分の3以上」については、定款で定めれば増減ができます。定款で特に定めがない場合は、社員総数の2分の1以上が出席し、その出席した社員の4分の3以上による議決が必要です。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。

*解散に関する事項は、必ず記載する事項です。

*存立時期又は解散の事由を定めたときは、登記事項となります。

*第2項の「4分の3以上」については、定款で定めれば増減できます。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、◇◇◇◇に譲渡するものとする。

*法人が解散した後、債権者への債務を支払った以後にもなお、残余財産がある場合には、この残余財産の処分をする必要があります。特定非営利活動法人の場合は、営利法人と違い、社員(表決権を持つもの)が法人財産の上に持ち分を持たないため、社員に配分することができません。また、法人格取得前の団体に帰属させることもできません。

*残余財産の帰属先は、他の特定非営利活動法人、国又は地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人から選定されなければなりません。(法第11条第3項)

*帰属先を明記せず、総会で議決することも可能です。

(例)この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経て選定された特定非営利活動法人、公益社団法人または公益財団法人に寄附するものとする。

*定款に帰属先の規定がない場合は、清算人は所轄庁の認証を得て、その財産を「国又は地方公共団体」に譲渡することができます。

*上記のいずれの規定により処分されない財産は、国庫に帰属します。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

*合併は、必ず総会の議決を必要とします。

*「4分の3以上」については、定款で定めれば増減ができます。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇に掲載して行う。

貸借対照表の公告に係る定款への記載は、下記の記載例を参考にしてください。

公告方法	記載例
第1号 (官報)	ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、官報に掲載して行う。
第2号 (日刊新聞紙)	ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。
第3号 (電子公告)	【記載例1:法人のホームページを選択する場合】 ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。
	【記載例2:内閣府NPO法人ポータルサイトを選択する場合】 ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。
	【記載例3:事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定める場合】 ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。
第4号(主たる事務所の 公衆の見やすい場所)	ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

(注1) 以下のように定款において、公告方法として官報掲載を定めない場合であっても、①解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告(法第31条の10第4項)及び②清算人が清算法人について破産手続開始の申立を行った旨の公告(法第31条の12第4項)については、定款で選択した方法とは別途、官報に掲載して行う必要があります。

【記載例】

第54条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。

(注2) 以下のように複数の手段を重ねて選択することは可能ですが、下線部を「又は」とするような選択的な方法を定めることは、定款を見ただけでは公告方法を確定的に理解できないため相応しくありません。

【記載例】

第54条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行うとともに、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
副理事長	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
：				
理事	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
：				
監事	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
：				

*設立当初の役員は、必ず記載する事項です。

*役員名簿と役職、氏名が合っていないなりません。

- この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から〇年〇月〇日までとする。

*設立当初の役員の任期は2年以内とすることが必要です。

*設立当初の役員の任期の末日を2年以内で事業年度の末日の2~3ヶ月後にずらすことにより、役員不在(役員を選任漏れや任期切れ)を防ぐことができます。

- この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から〇年〇月〇日までとする。
- この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 〇〇〇円

(2) 年(月)会費 〇〇〇円

*正会員以外の会員(賛助会員等)を設ける場合は、それぞれ区分して記載します。

【記載例】

役員名簿

特定非営利活動法人 □□□□□□□□

役名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	□□□□□	仙台市青葉区〇〇3丁目2番1号	有
副理事長	□□□□□	仙台市宮城野区〇〇1丁目2番3号	有
理事	□□□□□	仙台市若林区〇〇5丁目4番3号 〇〇アパート101	無
理事	□□□□□	仙台市泉区〇〇4丁目3番2号	無
理事	□□□□□	仙台市太白区〇〇2丁目3番4号	無
監事	□□□□□	名取市〇〇12番3号	無
監事	□□□□□	富谷市〇〇〇21番地の2	無

住民票通りに記載ください。
(番地も省略せずに)

*役員名簿には、役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載してください。
 *氏名及び住所は、別に添付する住所又は居所を証する書面(住民票など)を確認して、特に旧字体などに注意して表記してください。ワープロの辞書にない場合は、スペースとし、手書きで記入してください。また、地番については、「〇-△-□」などと省略せずに表記してください。
 *役員は、定款の役員定数及び附則で定めた設立当初の役員と合っていないければなりません。なお、役員定数は理事3名以上、監事1名以上でなければなりません。
 *役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはなりません。(法第21条)
 *監事は、理事を兼ねることができません。(法第19条)
 *役員その他の欠格事項は、法第20条を参照してください。
 *役員のうち報酬を受けることができるのは、その総数の3分の1以下の範囲内となります。
 役員総数が5人までの場合は1人だけ、6~8人の場合は2人まで、9~11人の場合は3人まで(以下省略)
 *あくまで役員としての報酬なので、役員である者が例えば事務局長など実務スタッフとしての役目も担っている場合で、その労働の対価として支払われる賃金等は含まれません。

【記載例】

(元号) ○○年○○月○○日

特定非営利活動法人□□□□□□□□ 御中

就 任 承 諾 及 び 宣 誓 書

住所又は居所

仙台市青葉区○○3丁目2番1号

氏 名 宮城 太郎(自署)

添付いただく住民票の住所のとおり番地・号・アパート名などを省略せず記載して下さい。

私は、特定非営利活動法人□□□□□□□□の理事（又は監事）に就任することを承諾します。

また、私は、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓います。

役員欠格事由(NPO法第20条)

法第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産者で復権を得ないもの
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ・特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
 - ・刑法第204条(傷害)、第206条(傷害及び傷害致死の現場助勢)、第208条(暴行)、第208条の3(凶器準備集合及び結集)、第222条(脅迫)、第247条(背任)の罪を犯した場合
 - ・暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
- 四 暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者
- 五 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの。

役員親族等の排除(NPO法第21条)

法第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の三分の一を超えて含まれることにはならない。

(注) 理事の行為は、対外的にその法人の行為とみなされ、その行為については大きな個人的責任を負うこととなります。また、監事が責務を怠り法人に損害が生じた場合には、その損害を賠償する責任が生じますので、役員を引き受ける人はそのことを十分承知しておく必要があります。

*提出日付については、設立総会開催日以降の日となります。

*就任する役員は、自署してください。

*役名については、理事長又は副理事長等であっても「理事」としてください。

*原本証明は不要です。

*全役員分について必要です。

提出書類-5 役員の住所又は居所を証する書面

提出部数各1部

- 1 住民基本台帳法の適用を受ける人……住民票の写し
- 2 その他、海外に住む日本人や外国人……住所または居所を証する権限のある官公署が発給する書面

*上記の書面については、申請の日前6月以内に作成されたものでなければなりません。
 *住民票の写しについては、個人番号(マイナンバー)の記載のないものを提出してください。
 *住民票の写しとは、市町村の窓口等で交付された書類そのものであり、交付された書類をコピーしたものではありません。
 *書面が外国語で作成されている場合、翻訳者を明らかにした翻訳文を添付してください。

提出書類-6 社員のうち10人以上の者の名簿

提出部数 1部

【記載例】

社員のうち10人以上の者の名簿

特定非営利活動法人 □□□□□□□□

氏 名	住 所 又 は 居 所
□□□□□	仙台市青葉区〇〇3丁目2番1号
□□□□□	仙台市宮城野区〇〇1丁目2番3号
□□□□□	仙台市若林区〇〇5丁目4番3号 〇〇アパート101
~~~~~	
□□□□□	仙台市太白区〇〇2丁目3番4号
□□□□□	名取市〇〇12番3号
□□□□□	富谷市〇〇〇21番地の2

*法人の成立と同時に社員(総会で議決権を持つ正会員など)となる者の名簿で、必ず10人以上記載されていなくてはなりません。  
 *個人に限定されず、法人であっても構いません。ただし法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を「氏名」欄に、その所在地を「住所又は居所」欄に記載してください。

## 【記載例】

## 確 認 書

特定非営利活動法人□ □ □ □ □ □ □ □は、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを、(元号)〇〇年〇〇月〇〇日^(注1)に開催された設立総会において確認しました。

(元号) 〇〇年〇〇月〇〇日^(注2)

特定非営利活動法人□ □ □ □ □ □ □ □

設立代表者

住所又は居所 仙台市青葉区〇〇3丁目2番1号

氏 名 □ □ □ □ □

## NPO法条文

(NPO法第2条第2項第2号)

ニ その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- ハ 特定の公職(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

(NPO法第12条第1項第3号)

三 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。

- イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第何十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第四十七条第六号において同じ。)
- ロ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある団体

* (注1)については、設立総会が開催された日となります。

* (注2)については、設立総会開催日以降の日となります。

* 別に添付する設立総会の議事録において、この確認がされていることが明記されている必要があります。



提出書類-9 設立についての意思の決定を証する

議事録(設立総会議事録)の謄本

提出部数 1部

【記載例】

特定非営利活動法人□□□□□□□□ 設立総会議事録

1 日 時 (元号) ○○年○○月○○日 ○○時○○分～○○時○○分

2 場 所 □□□□□□□□□□

3 出席者数 □□人

4 審議事項

- |                     |                  |
|---------------------|------------------|
| (1) 議長選任の件          | (6) 入会金及び会費に関する件 |
| (2) 設立趣旨書及び確認書に関する件 | (7) 寄附財産に関する件    |
| (3) 定款に関する件         | (8) 事務所の所在地に関する件 |
| (4) 役員に関する件         | (9) 設立代表者選任に関する件 |
| (5) 事業計画及び活動予算に関する件 |                  |

5 議事の経過の概要及び議決の結果

- (1) 議長選任の件  
□□□□が議長に選任され、議長は、総会成立の要件を満たしていることの報告に引き続き、本総会の成立を宣言した。
- (2) 設立趣旨書及び確認書に関する件  
議長より別紙設立趣旨書案を説明し、この趣旨で特定非営利活動法人□□□□□□□□を設立したい旨を諮ったところ、異議なく可決された。  
次に、議長より別紙確認書案を説明し、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号の該当性を確認したところ、異議なく可決された。
- (3) 定款に関する件  
議長より別紙定款案を説明し、逐次審議したところ、原案どおり異議なく可決された。
- (4) 役員に関する件  
議長より設立当初の役員の人選について諮り、審議の結果、別紙のとおり理事及び監事を満場一致で決定した。
- (5) 事業計画及び活動予算に関する件  
設立初年度及び次年度の具体的な事業計画案並びに活動予算案を議長から説明し、審議したところ、原案どおり異議なく可決された。
- (6) 入会金及び会費に関する件  
議長より、正会員の入会金は○○○円、年会費は○○○円(賛助会員の入会金は○○○円、年会費は○○○円)としたい旨を諮ったところ、異議なく可決された。
- (7) 寄附財産に関する件  
議長より別紙財産目録を説明し、この構成について諮ったところ、異議なく可決された。



(8) 事務所の所在地に関する件

議長より法人の事務所所在地について諮り、審議の結果、宮城県〇〇市〇〇3丁目2番1号とすることを満場一致で決定した。

(9) 設立代表者選任に関する件

議長より、宮城県に対する設立認証申請等法人の設立手続に関する設立代表者を選任し、申請手続上の一切の権限（申請書類の字句訂正を含む）を委任したい旨を諮り、審議の結果、□□□□を設立代表者として選任することを満場一致で決定した。

## 6 議事録署名人の選任に関する事項

議長より、本日の議事の経過を議事録にまとめるに当たり、議事録署名人2名を選任したい旨を諮った結果、□□□□と□□□□の2名が満場一致で選任された。

以上、この議事録が正確であることを証します。

(元号) 〇〇年〇〇月〇〇日(1)

総会の開催日か、その後の日となります。

議長 (自署) ※  
議事録署名人 (自署)  
議事録署名人 (自署)

定款において定められている方法により記載ください。  
「署名のみ」としている場合は、押印不要です。

- *出席者数について、書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記します。  
*日付(1)については、設立総会開催日以降の日となります。  
*設立総会での議決事項は、法人設立の意思の確認、定款、事業計画、活動予算の議決、代表者、役員を選任、法第2条及び第12条関係の確認、議事録署名人選任などです。また、任意団体から法人化する場合には、財産の移譲や法人成立時の任意団体の解散についても議決するとよいでしょう。  
*書式について特に決まりはありませんが、下記の内容が明記されている必要があります。
- ①日時
  - ②場所
  - ③出席者数
  - ④議事の経過の概要及び議決の結果(例:満場一致、全会一致、○人中○人賛成)
  - ⑤法人設立の意思を決定
  - ⑥確認書の確認事項を確認
  - ⑦議事録署名人の選任に関する事項
  - ⑧書類作成年月日
  - ⑨議長氏名
  - ⑩議事録署名人氏名
- ※定款において議事録署名人の署名を「署名、押印」としている場合は、押印が必要です。



(元号)〇〇年度(初(次)年度) 活動予算書  
 法人成立の日から(元号)××年××月××日まで

特定非営利活動法人 □□□□□□□□□□

科目	金額 (単位:円)	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	×××	
賛助会員受取会費	×××	
.....	×××	0
2 受取寄附金		
受取寄附金	×××	
施設等受入評価益	×××	
.....	×××	0
3 受取助成金等		
受取民間助成金	×××	
.....	×××	0
4 事業収益		
〇〇事業収益	×××	
△△事業収益	×××	
.....	×××	0
5 その他収益		
受取利息	×××	
雑収益	×××	
.....	×××	0
経常収益計		0
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
役員報酬	×××	
給料手当	×××	
法定福利費	×××	
退職給付費用	×××	
福利厚生費	×××	
.....	×××	
(2) 人件費計		0
(2) その他経費		
会議費	×××	
旅費交通費	×××	
施設等評価費用	×××	
減価償却費	×××	
支払利息	×××	
.....	×××	
(2) その他経費計		0
事業費計		0
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	×××	
給料手当	×××	
法定福利費	×××	
退職給付費用	×××	
福利厚生費	×××	
.....	×××	
(2) 人件費計		0
(2) その他経費		
会議費	×××	
旅費交通費	×××	
減価償却費	×××	
支払利息	×××	
.....	×××	
(2) その他経費計		0
管理費計		0
経常費用計		0
当期経常増減額		0
III 経常外収益		
1 固定資産売却益		×××
2 .....		×××
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1 過年度損益修正損		×××
2 .....		×××
経常外費用計		0
当期正味財産増産額		0
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		0

任意計上。施設等評価費用も同額を計上する。

定款の事業名にあわせる。

人件費とその他経費に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載する。

役員に対する報酬等(使用人兼務分を除く)のうち、事業に直接かかわる部分を計上する。

使用人兼務役員の使用人部分を含む

任意計上。施設等受入評価益も同額を計上する。

人件費とその他経費に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載する。

真ん中の列には、各科目の中計額を記載する。

事業費の合計額が総支出額の2分の1以上であることが必要(宮城県における「特定非営利活動促進法」の運用方針による)。

2年目以降は、「前期繰越正味財産額」を記載する。

(元号) ○○年度(初(次)年度) 活動予算書

法人成立の日から(元号) ××年××月××日まで

特定非営利活動法人 □□□□□□□□□□

科目	金額(単位:円)		
	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費	×××		×××
正会員受取会費	×××		×××
賛助会員受取会費	×××		×××
.....			
2 受取寄附金	×××		×××
受取寄附金	×××		×××
施設等受入評価益	×××		×××
.....			
3 受取助成金等	×××		×××
受取民間助成金	×××		×××
.....			
4 事業収益	×××		×××
○○事業収益	×××		×××
△△事業収益	×××		×××
.....			
5 その他収益	×××	×××	×××
受取利息	×××		×××
雑収益	×××		×××
.....			
経常収益計	×××	×××	×××
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費	×××		×××
役員報酬	×××		×××
給料手当	×××	×××	×××
法定福利費	×××	×××	×××
退職給付費用	×××		×××
福利厚生費	×××	×××	×××
.....			
(2) 人件費計	×××	×××	×××
その他経費	×××		×××
会議費	×××		×××
旅費交通費	×××		×××
施設等評価費用	×××		×××
減価償却費	×××		×××
支払利息	×××		×××
.....			
その他経費計	×××	×××	×××
事業費計	×××	×××	×××
2 管理費			
(1) 人件費	×××		×××
役員報酬	×××		×××
給料手当	×××		×××
法定福利費	×××		×××
福利厚生費	×××		×××
.....			
(2) 人件費計	×××		×××
その他経費	×××		×××
会議費	×××		×××
旅費交通費	×××		×××
減価償却費	×××		×××
支払利息	×××		×××
.....			
その他経費計	×××		×××
管理費計	×××		×××
経常費用計	×××	×××	×××
当期経常増減額	×××	×××	×××
III 経常外収益			
1 固定資産売却益	×××		×××
2 .....	×××		×××
経常外収益計	×××		×××
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損	×××		×××
2 .....	×××		×××
経常外費用計	×××		×××
経理区分振替額	×××	△×××	×××
当期正味財産増減額	×××	×××	×××
設立時正味財産額	×××	×××	×××
次期繰越正味財産額	×××	×××	×××

任意計上。施設等評価費用も同額を計上する。

定款の事業名にあわせる。

人件費とその他経費に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載する。

役員に対する報酬等(使用人兼務分を除く)のうち、事業に直接かかわる部分を計上する。

使用人兼務役員の使用人部分を含む

任意計上。施設等受入評価益も同額を計上する。

事業費の合計額が総支出額の2分の1以上であることが必要(宮城県における「特定非営利活動促進法」の運用方針による)。

人件費とその他経費に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載する。

「その他の事業」で得た利益は必ず「特定非営利活動に係る事業」に振り替える。

2年目以降は、「前期繰越正味財産額」を記載する。

## 【記載例】

様式第2号(第5条関係)

(元号) 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者の住所若しくは居所又は主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は特定非営利活動法人の名称

申請者又は代表者氏名

電話番号

## 補正書

(元号) 年 月 日に申請した〇〇〇〇について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第4項(法第25条第5項及び法第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、下記のとおり補正します。

## 記

補正する書類	補正の理由	補正の内容	
		補正前	補正後

## (備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 補正書には特定非営利活動促進法施行細則第5条第2項に規定する書類を添付すること。
- 3 以下の書類の補正を行う場合は、補正後の書類の副本を添付すること。
  - ①定款(法第10条第1項第1号)
  - ②役員名簿(役員の名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)(法第10条第1項第2号イ)
  - ③設立趣旨書(法第10条第1項第5号)
  - ④設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書(法第10条第1項第7号)
  - ⑤設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書(法第10条第1項第8号)

*設立に係る申請書又は当該申請書に添付された書類に不備があるときは、当該不備が軽微なもの(誤記、記載漏れその他これらに類する明白な誤り)である場合に限り、これを補正することができる。

*補正が可能な期間は、申請書を受理された日から一週間を経過しない間です。

## IV 設立の登記

### ■登記とは

NPO法人は、所轄庁からの認証を受けただけでは、成立しません。NPO法人は、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局（登記所）で設立の登記をすることによって成立します。（法第13条第1項）

登記申請は、組合等登記令第2条により、認証があった旨の通知を受けた日から2週間以内に行わなければなりません。通常、登記申請には登録免許税が課税されますが、NPO法人の設立登記に関しては、非課税になっているため、申請にあたって特に費用はかかりません。

この登記申請は、理事が行うこととなりますが、司法書士等に依頼することも可能です。（ただし報酬が生じます。）

なお、登記手続に関する詳細については、事務所を管轄する法務局（宮城県内においては仙台法務局）にお尋ねください。

### ■登記事項

登記事項は、組合等登記令第2条により、下記のとおり規定されています。

	登記事項	備 考
1	目的及び業務	定款に記載した法人の目的、活動の種類、特定非営利活動に係る事業及びその他の事業のすべてを記載します。
2	名称	登記に用いることができる符号には制限がありますので、事前に相談が必要な場合があります。
3	事務所の所在場所	地番まで記入します。
4	代表権を有する者の氏名、住所及び資格	代表権を有する者とは、代表権を有する理事です。資格については、理事長や常務理事などであっても全員「理事」と登記します。住所又は居所は、住民票等と一致させます。代表権を有しない理事及び監事は登記しません。
5	存続時期又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由	定款に規定しない場合は、記載する必要はありません。なお、解散の事由はNPO法に規定された事由については、記載する必要はありません。
6	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め	

### ■登記に必要な書類等

登記をする際に必要なものは次のとおりです。

なお、登記申請と同時に法人の印鑑と印鑑届書等を提出し、印鑑登録します。

また、所轄庁への登記完了届出書に添付するために必要な登記事項証明書をとることを忘れないでください。

	提出書類等	備 考
1	設立登記申請書	法務局のホームページにひな型が掲載されています。 <u>※法務局では配布されておりませんので、ご注意ください。</u>
2	定款	2について、代表数する理事が「現行定款に相違ない。」旨の記載及び記名押印（代表印）が必要です。
3	設立総会議事録（定款に事務所所在地が地番まで記載されていない場合）	
4	法人設立認証書	2、3、4の各書類について、原本の還付が必要な場合は、原本の余白部分に「原本に相違ない。」と記載し、代表する理事又は原本還付請求及び受領の委任を受けた代理人が記名押印した写しを、原本とともに持参すると還付されます。

5	代表権を有する者の資格を証する書類	設立当初の役員名を記載した定款と、理事及び代表理事就任承諾書で足りります。
6	印鑑届書	法務局で配布しています。(法務局のホームページからダウンロードできます。)
7	法人の代表印	手続きに間に合うように作成しておきます。
8	代表者個人の実印とその印鑑証明書	手続きに間に合うように用意しておきます。(印鑑証明書は作成後3ヶ月以内)
9	委任状	代理人が申請する場合に必要となります。

## ■「登記すべき事項のオンライン提供」について

「登記すべき事項のオンライン提供」とは、書面によって法人登記の申請を行う場合に、登記事項をあらかじめオンラインで提出していただくものです。「電子署名」及び「電子証明書」を添付する必要はありません。

○オンライン提供のメリット

- ・必要事項を入力すると申請書が自動で作成されます。
- ・オンラインで登記の完了が確認できます。
- ・CD-Rなどを提出する必要はありません。

詳しくは法務省ホームページ([https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00051.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00051.html))をご覧ください。

お問合せ先: 仙台法務局法人登記部門 022-225-5748

## ■登記事項証明書はオンラインでも請求できます

登記事項証明書の請求は、パソコンのWebブラウザから、インターネットを利用して請求できる「かんたん証明書請求」をご利用いただけます。請求された証明書は、郵送のほか、最寄りの登記所や法務局証明サービスセンターで受取が可能です。

○かんたん証明書請求のメリット

- ・登記所の窓口で請求する場合の手数料は600円のところ、かんたん証明書請求を利用した場合、郵送受取は500円、窓口受取は480円で受け取れます。
- ・手数料はインターネットバンキングで電子納付が可能なことから、請求手続きがWeb上で完結します。
- ・かんたん証明書請求で請求可能な手続きは、全て電子証明書が不要です。

(※法人の印鑑証明書の請求には電子証明書のほか、無料の専用ソフトである「申請用総合ソフト」のダウンロードが必要です。)

詳しくは法務省ホームページ

([https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/online_syoumei_annai.html](https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/online_syoumei_annai.html))をご覧ください。

## V 設立登記完了の届出

登記を完了したときは、遅滞なく、その旨を届けなければなりません。(法第13条第2項)

設立登記完了届出書に登記事項証明書を添付して、宮城県に提出してください。

なお、併せて閲覧に必要な書類を提出してください。

### ■提出書類一覧

	提出書類名	関係法令等	提出部数
1	設立登記完了届出書	法第13条第2項、施行細則第6条第1項	1
2	登記事項証明書	法第13条第2項	1
3	設立当初の財産目録(閲覧用)	施行細則第6条第2項及び第3項	2
4	定款(閲覧用)		1
5	登記事項証明書の写し(閲覧用)		1

### 提出書類-1 設立登記完了届出書

提出部数 1部

様式第3号(第6条関係)

(元号) ○○年○○月○○日

宮 城 県 知 事 殿

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 □□□□□□□□

代表者氏名 □ □ □ □ □

電話番号 0 2 2 - ○ ○ ○ - 5 6 7 8

### 設 立 登 記 完 了 届 出 書

設立の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項及び特定非営利活動促進法施行細則第6条第3項の規定により、登記事項証明書及び財産目録を添えて届け出ます。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この届出書には次の書類を添付すること。
  - ① 登記事項証明書2部(うち写し1部)
  - ② 財産目録2部
  - ③ 定款

*提出年月日は、不備のない届出書類を最終的に提出する日付となります。(登記後遅滞なく提出してください。)



# VI NPO法人の税務上の取扱い

※令和5年4月1日時点での税率となります。

NPO法人に対しては、いろいろな税金が課せられます。ここでは、その一部について説明しますが、詳しくは各税を担当する行政機関(税務署、県税事務所等又は市町村の税務課等)にお尋ねください。

## ■法人税(国税)

NPO法人が行う事業は、NPO法上、法人の設立目的達成のために行う「特定非営利活動に係る事業(本来事業)」と収益を得るためなどに行う「その他の事業」に区分されますが、この事業区分にかかわらず、「法人税法上の収益事業」(下記の34業種)に該当する事業活動を継続して行うNPO法人には、法人税が課されます。法人税は、申告により税額が確定するため、原則として事業年度終了後2ヶ月以内に管轄の税務署に申告書を提出します。

区 分	課税対象となる所得	税率等
法人税	法人税法上の収益事業から生じた所得	800万円以下の所得金額・・・15.0% 800万円超の所得金額・・・23.2%

法人税法上の収益事業の種類(法人税法施行令第5条第1項)							
1	物品販売業	10	請負業	19	仲立業	28	遊覧所業
2	不動産販売業	11	印刷業	20	問屋業	29	医療保健業
3	金銭貸付業	12	出版業	21	鉱業	30	技芸教授業
4	物品貸付業	13	写真業	22	土石採取業	31	駐車場業
5	不動産貸付業	14	席貸業	23	浴場業	32	信用保証業
6	製造業	15	旅館業	24	理容業	33	無体財産権提供業
7	通信業	16	料理飲食店業	25	美容業	34	労働者派遣業
8	運送業	17	周旋業	26	興行業		
9	倉庫業	18	代理業	27	遊技所業		

## ■法人県民税・事業税(県税)

NPO法人が法人税法上の収益事業(以下「収益事業」という。)を行う場合には、事業年度終了の日から2か月以内に法人県民税及び法人事業税の申告が必要です。収益事業を行わない場合には、決算月に関わらず毎年4月末日までに法人県民税「均等割」(収益の有無に関わらず必ず課税されるもの)の申告が必要です。

なお、収益事業を行わないNPO法人については、一定の要件を満たしていれば、法人県民税「均等割」が申請により免除されます。また、収益事業を行うNPO法人については、設立の日以後3年以内に終了する事業年度について赤字の場合、法人県民税「均等割」が申請により免除されます。

区 分	課税標準額等	税額・税率		
		税額	①超過税率	②標準税率
法人 県民税	均等割	(一律)	22,000円/年	
	法人税割	法人税額		1.8%
法人事業税	400万円以下の所得金額		3.75%	3.5%
	400~800万円以下の所得金額		5.665%	5.3%
	800万円超の所得金額		7.48%	7.0%

(注1) 所得金額が4,000万円超等に該当する場合には①の税率が適用されます。

(注2) ②の税率で計算された法人事業税額の43.2%が地方法人特別税(国税)として別途課税されます。

## ■法人市町村民税(市町村税)

市町村税には、すべての法人に課税される法人市町村民税があります。

法人市町村民税は、申告により税額が決まりますので、原則として事業年度終了後2ヶ月以内に各市町村の税務課等に申告書を提出します。

法人市町村民税の「均等割」(収益の有無に関わらず必ず課税されるもの)は、事務所が複数の市町村にあるときは、それぞれの市町村において課税されます。

なお、各々の市町村は、標準税率と異なる税率を決定する権限を有し、また、収益事業を行わないNPO法人の均等割免除を行うか否かなども各々の市町村が決定しますので、詳しくは事務所が所在する市町村へお問合せください。

区 分		課税標準額等	税額・標準税率等
法人市町村民税	均等割	(一律)	50,000円/年
	法人税割	法人税額	6.0%(上限8.4%)

## ■その他の税

NPO法人に係わる主な税として、次のものがあります。

区 分	課税の対象となる場合など	所 管
消 費 税	国内において事業として対価を得て行う取引について、 ① 基準期間(事業年度が1年の法人の場合は、消費税の申告の対象となる事業年度の前々事業年度)における課税売上高が1千万円を超えた場合 ② ①の基準期間における課税売上高が1千万円以下であっても、特定期間(原則としてその事業年度の前事業年度開始の日以後6ヶ月の期間)の課税売上高が1千万円を超えた場合	税 務 署
源泉所得税	給与・報酬を支払う場合	税 務 署
不動産取得税	土地や建物を取得した場合 [以下の場合に課税が免除される場合あり。] ・NPO活動の用に供するための不動産を無償で取得した場合 ・環境の保全を図る活動の一環として、その自然環境の保存及び活用に関する業務を行うNPO法人が、指定地域内において自然環境として保全すべき山林等を取得した場合	県税事務所
自動車取得税	自動車を取得した場合 [以下の場合に課税が免除される場合あり。] ・NPO活動の用に供する自動車を無償で取得した場合 ・介護保険法第8条第1項の居宅サービス事業、同法第8条第14項の地域密着型サービス事業、同法第8条の2第1項の介護予防サービス事業及び同法第8条の2第14項の地域密着型介護予防サービス事業の指定を受けた者並びに福祉サービス(県又は市町村の助成又は委託を受けて行うものに限る)を提供する者が当該サービスに直接供する自動車を取得した場合	県税事務所
自動車税	自動車を所有した場合 [以下の場合に課税が免除される場合あり。] ・介護保険法第8条第1項の居宅サービス事業、同法第8条第14項の地域密着型サービス事業、同法第8条の2第1項の介護予防サービス事業及び同法第8条の2第14項の地域密着型介護予防サービス事業の指定を受けた者並びに福祉サービス(県又は市町村の助成又は委託を受けて行うものに限る)を提供する者が当該サービスに直接供する自動車を所有した場合	県税事務所
固定資産税	土地、建物等を所有している場合	市 町 村
軽自動車税	軽自動車等を所有している場合	市 町 村

## VII 設立後すぐに必要な届出など

登記が完了したら、必要に応じて税務、労務などの手続きをしなければなりません。  
なお、詳しい手続きの内容やその他の手続きについては、関係行政機関にお尋ねください。

### ■ 国税の手続き

法人税法上の収益事業を行う場合や従業員等に給与の支払いを行う場合、国税の手続きをします。  
詳しくは事務所を管轄する税務署にお問い合わせください。

#### 1 収益事業開始の届出

法人税法上の収益事業を開始した法人は税務署に届出をしなければなりません。

なお、特定非営利活動に係る事業（本来事業）であっても、事業内容によっては法人税法上の収益事業に該当する場合があります。

また、この他に、青色申告の承認申請など事業所によって提出しておいた方がよいものもありますので、詳しくは事務所を管轄する税務署にお問い合わせください。

提出期限	収益事業を開始した日から2ヶ月以内	
提出書類	収益事業開始の届出書	●税務署に様式があります。
	貸借対照表、定款の写し等	○団体で用意してください

※記載事項の訂正のため代表者の印鑑を持参した方がよいかもしれません。

#### 2 源泉徴収等の手続き

給与等を支払うようになった場合、「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」を提出し、源泉徴収の事務を行います。

提出期限	給与支払事務所等を開設した日から1ヶ月以内	
提出書類	給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書	●税務署に様式があります。

※記載事項の訂正のため代表者の印鑑を持参した方がよいかもしれません。

#### 3 消費税の手続き

基準期間（2事業年度前）の課税売上高が1,000万円を超える場合は、届出が必要となります。

提出期限	課税事業者となる場合速やかに	
提出書類	消費税課税事業者届出書	●税務署に様式があります。

※記載事項の訂正のため代表者の印鑑を持参した方がよいかもしれません。

※設立1期目及び2期目は、基準期間がありませんので、原則として課税事業者には該当しません。

### ■ 県税の手続き

県に対し、法人事業税・法人県民税の手続きをします。税法上の収益事業を行わない場合でも手続きが必要です。法人県民税の「均等割」においては、一定の要件を満たしている場合、減免規定がありますので、詳しくは県税事務所にお問い合わせください。

提出期限	事業開始又は事業所設置日から1ヶ月以内	
提出書類	法人設立等届出書	●県税事務所等に様式があります。
	定款、登記事項証明書の写し	○団体で用意してください。

※記載事項の訂正のため代表者の印鑑を持参した方がよいかもしれません。

### ■ 市町村税の手続き

主たる事務所及び従たる事務所が所在する市町村に対し、法人市町村民税の手続きをします。税法上の収益事業を行わない場合でも手続きが必要です。

法人市町村民税の「均等割」（収益の有無に関わらず必ず課税されるもの）においては、全市町村に減免規定がありますので、詳しくは市町村にお問い合わせください。

提出期限	市町村にお問い合わせください。	
提出書類	法人の設立等報告書	●各市町村税務課等に様式があります。
	定款、登記事項証明書の写し	○団体で用意してください。

※記載事項の訂正のため代表者の印鑑を持参した方がよいかもしれません。

### ■ 労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）への手続き

労働者を雇用する場合、労務関係の手続きが必要となります。なお、下記の他にも「就業規則の提出」（10人以上の労働者を雇用する場合）、「時間外・休日労働に関する規定（「36協定」）についての届出」（残業等がある場合）がありますので注意してください。詳しくは事務所を管轄する労働基準監督署及び公共職業安定所にお問い合わせください。

## 1 就業関係

労働者を1人でも雇用する場合は、事務所を管轄する労働基準監督署に「適用事業報告」を提出しなければなりません。

提出期限	対象となった日から遅滞なく	
提出書類	適用事業報告(2部)	●労働基準監督署に様式があります。
	雇用保険 被保険者資格取得届	●労働基準監督署に様式があります。

※記載事項の訂正のため法人の印鑑を持参した方がよいかもしれません。

## 2 労働者災害補償保険(労災保険)関係

労働者を1人でも雇用する場合は、労災保険に加入しなければなりません。保険料は全額事業主が負担するもので、その手続きは事務所を管轄する労働基準監督署で行います。

提出期限	雇用した日から10日以内(労働保険料申告書は50日以内)	
提出書類	労働保険 保険関係成立届	●労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)に様式があります。
	労働保険料申告書	●労働基準監督署に様式があります。

※記載事項の訂正のため法人の印鑑を持参した方がよいかもしれません。

## 3 雇用保険

労働者を雇用し、雇用保険の資格要件を満たしている場合は、雇用保険に加入しなければなりません。保険料は事業主と労働者双方が負担するもので、その手続きは事務所を管轄する公共職業安定所(ハローワーク)で行います。

提出期限	雇用した日から10日以内	
提出書類	労働保険 保険関係成立届	○労働基準監督署に提出したものの控え。
	雇用保険適用事業所設置届	●公共職業安定所(ハローワーク)に様式があります。
	雇用保険被保険者資格取得届	●公共職業安定所(ハローワーク)に様式があります。

※記載事項の訂正のため法人の印鑑を持参した方がよいかもしれません。

※上記の書類の他に、労働者名簿、出勤簿、賃金台帳、従業員の雇用保険被保険者証、登記事項証明書等の提示を求められる場合があります。

## ■年金事務所への手続き

労働者を1人でも雇用する場合は、社会保険(健康保険と厚生年金保険)に加入しなければなりません。保険料は事業主と労働者双方が負担するもので、その手続きは事務所を管轄する年金事務所で行います。詳しくは事務所を管轄する年金事務所にお問い合わせください。

提出期限	雇用した翌日から5日以内	
提出書類	新規適用届	●年金事務所に様式があります。
	被保険者資格取得届	●年金事務所に様式があります。
	被扶養者異動届(扶養者がいる場合)	●年金事務所に様式があります。
	保険料納入告知書送付(変更)依頼書	●年金事務所に様式があります。

※記載事項の訂正のため法人の印鑑を持参した方がよいかもしれません。

※上記の書類の他に、登記事項証明書、法人番号通知書、就業規則(従業員が10人以上の場合)、出勤簿、役員報酬について記載された理事会の記録、年金手帳、賃金台帳、労働者名簿、源泉所得税の領収書などの提出又は提示を求められる場合があります。

## VIII 設立後定期的に必要な届出など

NPO法人は、事業報告書等の提出が義務付けられています。

また、役員が新しく就任した場合などには役員変更届出書の提出が必要になります。

事由	提出書類	提出時期
・1事業年度が終わったら	事業報告書等 (事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、前事業年度の年間役員名簿、前事業年度末日における社員のうち10人以上の者の名簿)	事業年度終了後3か月以内
・役員に変更があったら(就任、退任、死亡など) ・役員を再任したら(メンバーに変更がなくても)	役員変更届出書 役員名簿 (就任の場合は、住民票謄本、就任承諾書写しを添付)	役員の就任、退任、再任等後遅滞なく

※詳しくは「NPO法人ガイドブック管理と運営版」をご覧ください。

# 資料

## 関係行政機関窓口等一覧

### 《縦覧・閲覧の場所》

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
環境生活部共同参画社会推進課	980-8570	仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-2576
みやぎNPOプラザ	983-0851	仙台市宮城野区榴ヶ岡5	022-256-0505
大河原地方振興事務所	989-1243	柴田郡大河原町字南129-1	0224-53-3111
北部地方振興事務所	989-6117	大崎市古川旭4-1-1	0229-91-0701
北部地方振興事務所栗原地域事務所	987-2251	栗原市築館藤木5-1	0228-22-2111
東部地方振興事務所登米地域事務所	987-0511	登米市迫町佐沼字西佐沼150-5	0220-22-6111
東部地方振興事務所	986-0850	石巻市あゆみ野五丁目7番地	0225-95-1411
気仙沼地方振興事務所	988-0181	気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6	0226-24-2530

### 《県税の窓口》

宮城県総務部税務課ホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/zeimu/>

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
大河原県税事務所	989-1243	柴田郡大河原町字南129-1	0224-53-3111
仙台南県税事務所	982-0011	仙台市太白区長町7-22-20	022-248-2961
仙台中央県税事務所	980-0011	仙台市青葉区上杉1-2-3	022-715-0622
仙台北県税事務所	981-8510	仙台市青葉区堤通雨宮町4-17	022-275-9111
塩釜県税事務所	985-0024	塩竈市錦町5-28	022-365-4191
北部県税事務所	989-6117	大崎市古川旭4-1-1	0229-91-0701
北部県税事務所栗原地域事務所	987-2251	栗原市築館藤木5-1	0228-22-2111
東部県税事務所登米地域事務所	987-0511	登米市迫町佐沼字西佐沼150-5	0220-22-6111
東部県税事務所	986-0850	石巻市あゆみ野五丁目7番地	0225-95-1411
気仙沼県税事務所	988-0181	気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6	0226-24-2530

### 《国税の窓口》

仙台国税局ホームページ <https://www.nta.go.jp/about/organization/sendai/index.htm>

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
仙台北税務署	980-8402	仙台市青葉区上杉1-1-1	022-222-8121
仙台中 //	984-0015	仙台市若林区卸町3-8-5	022-783-7831
仙台南 //	982-8551	仙台市太白区柳生2-28-2	022-306-8001
石巻 //	986-0827	石巻市千石町2-35	0225-22-4151
塩釜 //	985-8601	塩竈市旭町17-15	022-362-2151
古川 //	989-6185	大崎市古川旭6-2-15	0229-22-1711
気仙沼 //	988-0077	気仙沼市古町3-4-5	0226-22-6780
大河原 //	989-1201	柴田郡大河原町大谷字末広12-1	0224-52-2202
築館 //	987-2292	栗原市築館薬師2-2-1	0228-22-2261
佐沼 //	987-0511	登米市迫町佐沼字沼向109	0220-22-2501

《法務局(本局・支局・出張所)》

仙台法務局ホームページ <http://houmukyoku.moj.go.jp/sendai/>

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
仙台法務局 本局	980-8601	仙台市青葉区春日町7-25	022-225-5611
塩竈支局	985-0043	塩竈市袖野田町3-20	022-362-2338
名取出張所	981-1224	名取市増田字柳田570-2	022-382-3694
大河原支局	989-1217	柴田郡大河原町字錦町1-1	0224-52-6053
古川支局	989-6117	大崎市古川旭6-3-1	0229-22-0510
石巻支局	986-0868	石巻市恵み野6-5-6	0225-22-6188
登米支局	987-0702	登米市登米町寺池桜小路70-2	0220-52-2070
気仙沼支局	988-0022	気仙沼市河原田2-2-20	0226-22-6692

《労働基準監督署》

宮城労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
仙 台労働基準監督署	983-8507	仙台市宮城野区鉄砲町1	022-299-9071
石 巻 "	986-0832	石巻市泉町4-1-18	0225-22-3365
古 川 "	989-6161	大崎市古川駅南2-9-47	0229-22-2112
大河原 "	989-1246	柴田郡大河原町字新東24-25	0224-53-2154
瀬 峰 "	989-4521	栗原市瀬峰下田50-8	0228-38-3131

《公共職業安定所(ハローワーク)》

宮城労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
ハローワーク仙 台	983-0852	仙台市宮城野区榴岡4-2-3	022-299-8811
" プラザ青葉	980-0021	仙台市青葉区中央2-11-1	022-266-8609
" プラザ泉	981-3133	仙台市泉区泉中央1-7-1	022-771-1217
" 大 和	981-3626	黒川郡大和町吉岡南2-3-15	022-345-2350
" 石 巻	986-0832	石巻市泉町4-1-18	0225-95-0158
" 塩 釜	985-0016	塩竈市港町1-4-1	022-362-3361
" 古 川	989-6143	大崎市古川中里6-7-10	0229-22-2305
" 大河原	989-1202	柴田郡大河原町大谷字町向126-4	0224-53-1042
" 築 館	987-2252	栗原市築館薬師2-2-1	0228-22-2531
" 迫	987-0511	登米市迫町佐沼字内町42-10	0220-22-8609
" 気仙沼	988-0077	気仙沼市古町3-3-8	0226-24-1716
" 白 石	989-0229	白石市字銚子ヶ森37-8	0224-25-3107

《年金事務所》

日本年金機構 <http://www.nenkin.go.jp/>

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
大河原年金事務所	989-1245	柴田郡大河原町字新南18-3	0224-51-3111
仙台東年金事務所	983-8558	仙台市宮城野区宮城野3-4-1	022-257-6111
仙台南年金事務所	982-8531	仙台市太白区長町南1-3-1	022-246-5111
仙台北年金事務所	980-8421	仙台市青葉区宮町4-3-21	022-224-0891
石巻年金事務所	986-8511	石巻市中里4-7-31	0225-22-5115
古川年金事務所	989-6195	大崎市古川駅南2-4-2	0229-23-1200

# 特定非営利活動促進法（平成十年三月二十五日法律第七号）

## 第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であつて公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もつて公益の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であつて、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であつて、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一 次のいずれにも該当する団体であつて、営利を目的としないものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者にならうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

3 この法律において「認定特定非営利活動法人」とは、第四十四条第一項の認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

4 この法律において「特例認定特定非営利活動法人」とは、第五十八条第一項の特例認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

## 第二章 特定非営利活動法人

### 第一節 通則

（原則）

第三条 特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。

2 特定非営利活動法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。

（名称の使用制限）

第四条 特定非営利活動法人以外の者は、その名称中に、「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

（その他の事業）

第五条 特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができる。この場合において、利益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。

2 その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

（住所）

第六条 特定非営利活動法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（登記）

第七条 特定非営利活動法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第七十八条の規定は、特定非営利活動法人について準用する。

（所轄庁）

第九条 特定非営利活動法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長）とする。

### 第二節 設立

（設立の認証）

第十条 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。

一 定款

二 役員に係る次に掲げる書類

イ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。以下同じ。）

ロ 各役員が第二十条各号に該当しないこと及び第二十一条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

ハ 各役員の住所又は居所を証する書面として都道府県又は指定都市の条例で定めるもの

三 社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

四 第二条第二項第二号及び第十二条第一項第三号に該当することを確認したことを示す書面

五 設立趣旨書

六 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本

七 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書

八 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。以下同じ。）

2 所轄庁は、前項の認証の申請があつた場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項をインターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により公表するとともに、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類（同項第二号イに掲げる書類については、これに記載された事項中、役員の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの。第二号において



「特定添付書類」という。)を、申請書を受理した日から二週間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。

- 一 申請のあった年月日
- 二 特定添付書類に記載された事項
- 三 前項の規定による公表は、第十二条第一項の規定による認証又は不認証の決定がされるまでの間、行うものとする。
- 四 第一項の規定により提出された申請書又は当該申請書に添付された同項各号に掲げる書類に不備があるときは、当該申請をした者は、当該不備が都道府県又は指定都市の条例で定める軽微なものである場合に限り、これを補正することができる。ただし、所轄庁が当該申請書を受理した日から一週間を経過したときは、この限りでない。

(定款)

第十一条 特定非営利活動法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
  - 二 名称
  - 三 その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
  - 四 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
  - 五 社員の資格の得喪に関する事項
  - 六 役員に関する事項
  - 七 会議に関する事項
  - 八 資産に関する事項
  - 九 会計に関する事項
  - 十 事業年度
  - 十一 その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
  - 十二 解散に関する事項
  - 十三 定款の変更に関する事項
  - 十四 公告の方法
- 2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。
  - 3 第一項第十二号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、特定非営利活動法人その他次に掲げる者のうちから選定されるようにしなければならない。
    - 一 国又は地方公共団体
    - 二 公益社団法人又は公益財団法人
    - 三 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人
    - 四 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人
    - 五 更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)第二条第六項に規定する更生保護法人

(認証の基準等)

- 第十二条 所轄庁は、第十条第一項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。
- 一 設立の手続並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。
  - 二 当該申請に係る特定非営利活動法人が第二条第二項に規定する団体に該当するものであること。
  - 三 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。
    - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第四十七条第六号において同じ。)
    - ロ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある団体
  - 四 当該申請に係る特定非営利活動法人が十人以上の社員を有するものであること。
    - 2 前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第十条第二項の期間を経過した日から二月(都道府県又は指定都市の条例でこれより短い期間を定めたときは、当該期間)以内に行わなければならない。
    - 3 所轄庁は、第一項の規定により認証の決定をしたときはその旨を、同項の規定により不認証の決定をしたときはその旨及びその理由を、当該申請をした者に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

(意見聴取等)

第十二条の二 第四十三条の二及び第四十三条の三の規定は、第十条第一項の認証の申請があった場合について準用する。

(成立の時期等)

- 第十三条 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。
- 2 特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び次条の財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。
  - 3 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から六月を経過しても第一項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。

(財産目録の作成及び備置き)

第十四条 特定非営利活動法人は、成立の時に財産目録を作成し、常にこれをその事務所に備え置かなければならない。

### 第三節 管理

(通常社員総会)

第十四条の二 理事は、少なくとも毎年一回、通常社員総会を開かなければならない。

(臨時社員総会)

- 第十四条の三 理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。
- 2 総社員の五分の一以上から社員総会の目的である事項を示して請求があったときは、理事は、臨時社員総会を招集しなければならない。ただし、総社員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

(社員総会の招集)

第十四条の四 社員総会の招集の通知は、その社員総会の日より少なくとも五日前に、その社員総会の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない。

(社員総会の権限)

第十四条の五 特定非営利活動法人の業務は、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて社員総会の決議によって行う。

(社員総会の決議事項)

第十四条の六 社員総会においては、第十四条の四の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(社員の表決権)

第十四条の七 各社員の表決権は、平等とする。

2 社員総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。

3 社員は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。第二十八条の二第一項第三号において同じ。）により表決をすることができる。

4 前三項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

(表決権のない場合)

第十四条の八 特定非営利活動法人と特定の社員との関係について議決をする場合には、その社員は、表決権を有しない。

(社員総会の決議の省略)

第十四条の九 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。）により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

2 前項の規定により社員総会の目的である事項の全てについての提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなされた場合には、その時に当該社員総会が終結したものとみなす。

(役員の数)

第十五条 特定非営利活動法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。

(理事の代表権)

第十六条 理事は、すべて特定非営利活動法人の業務について、特定非営利活動法人を代表する。ただし、定款をもって、その代表権を制限することができる。

(業務の執行)

第十七条 特定非営利活動法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する。

(理事の代理行為の委任)

第十七条の二 理事は、定款又は社員総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(仮理事)

第十七条の三 理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

(利益相反行為)

第十七条の四 特定非営利活動法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合においては、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

(監事の職務)

第十八条 監事は、次に掲げる職務を行う。

一 理事の業務執行の状況を監査すること。

二 特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること。

三 前二号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。

四 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。

五 理事の業務執行の状況又は特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(監事の兼職禁止)

第十九条 監事は、理事又は特定非営利活動法人の職員を兼ねてはならない。

(役員の数)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 破産者で復権を得ないもの

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

五 暴力団の構成員等

六 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者

(役員の子等の排除)

第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

(役員の数)

第二十二条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の変更等の届出)

- 第二十三条 特定非営利活動法人は、その役員の名簿又は住所若しくは居所に変更があったときは、遅滞なく、変更後の役員名簿を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。
- 2 特定非営利活動法人は、役員が新たに就任した場合(任期満了と同時に再任された場合を除く。)において前項の届出をするときは、当該役員に係る第十条第一項第二号ロ及びハに掲げる書類を所轄庁に提出しなければならない。

(役員任期)

- 第二十四条 役員任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、定款で役員を社員総会で選任することとしている特定非営利活動法人にあっては、定款により、後任の役員が選任されていない場合に限り、同項の規定により定款で定められた任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長することができる。

(定款の変更)

- 第二十五条 定款の変更は、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければならない。
- 2 前項の議決は、社員総数の二分の一以上が出席し、その出席者の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。
- 3 定款の変更(第十一条第一項第一号から第三号まで、第四号(所轄庁の変更を伴うものに限る。)、第五号、第六号(役員定数に係るものを除く。)、第七号、第十一号、第十二号(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。))又は第十三号に掲げる事項に係る変更を含むものに限る。)は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。
- 4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。この場合において、当該定款の変更が第十一条第一項第三号又は第十一号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときは、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付しなければならない。
- 5 第十条第二項から第四項まで及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。
- 6 特定非営利活動法人は、定款の変更(第三項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く。)をしたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。
- 7 特定非営利活動法人は、定款の変更に係る登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書を所轄庁に提出しなければならない。

- 第二十六条 所轄庁の変更を伴う定款の変更に係る前条第四項の申請書は、変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁に提出するものとする。
- 2 前項の場合においては、前条第四項の添付書類のほか、第十条第一項第二号イ及び第四号に掲げる書類並びに直近の第二十八条第一項に規定する事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録)を申請書に添付しなければならない。
- 3 第一項の場合において、当該定款の変更を認証したときは、所轄庁は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、変更前の所轄庁から事務の引継ぎを受けなければならない。

(会計の原則)

- 第二十七条 特定非営利活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従って、行わなければならない。
- 一 削除
- 二 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- 三 計算書類(活動計算書及び貸借対照表をいう。次条第一項において同じ。)及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- 四 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業報告書等の備置き等及び閲覧)

- 第二十八条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿(前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。)並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面(以下「事業報告書等」という。)を作成し、これらを、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。
- 2 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、役員名簿及び定款等(定款並びにその認証及び登記に関する書類の写しをいう。以下同じ。)を、その事務所に備え置かなければならない。
- 3 特定非営利活動法人は、その社員その他の利害関係人から次に掲げる書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。
- 一 事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第三十条及び第四十五条第一項第五号イにおいて同じ。)
- 二 役員名簿
- 三 定款等

(貸借対照表の公告)

- 第二十八条の二 特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法によりこれを公告しなければならない。
- 一 官報に掲載する方法
- 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- 三 電子公告(電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものとする公告の方法をいう。以下この条において同じ。)
- 四 前三号に掲げるもののほか、不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する貸借対照表の公告の方法として同項第一号又は第二号に掲げる方法を定款で定める特定非営利活動法人は、当該貸借対照表の要旨を公告することにより足りる。
- 3 特定非営利活動法人が第一項第三号に掲げる方法を同項に規定する貸借対照表の公告の方法とする旨を定款で定める場合に

は、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の当該公告の方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

- 4 特定非営利活動法人が第一項の規定により電子公告による公告をする場合には、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、継続して当該公告をしなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、同項の規定により電子公告による公告をしなければならない期間（第二号において「公告期間」という。）中公告の中断（不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれないこととなったこと又はその情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下この項において同じ。）が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該電子公告による公告の効力に影響を及ぼさない。
  - 一 公告の中断が生ずることにつき特定非営利活動法人が善意でかつ重大な過失がないこと又は特定非営利活動法人に正当な事由があること。
  - 二 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の十分の一を超えないこと。
  - 三 特定非営利活動法人が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該電子公告による公告に付して公告したこと。

（事業報告書等の提出）

第二十九条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

（事業報告書等の公開）

第三十条 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等（過去五年間に提出を受けたものに限る。）、役員名簿又は定款等について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これらの書類（事業報告書等又は役員名簿については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）を閲覧させ、又は謄写させなければならない。

#### 第四節 解散及び合併

（解散事由）

第三十一条 特定非営利活動法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 社員総会の決議
- 二 定款で定めた解散事由の発生
- 三 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- 四 社員の欠亡
- 五 合併
- 六 破産手続開始の決定
- 七 第四十三条の規定による設立の認証の取消し
  - 2 前項第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認定がなければ、その効力を生じない。
- 3 特定非営利活動法人は、前項の認定を受けようとするときは、第一項第三号に掲げる事由を証する書面を、所轄庁に提出しなければならない。
- 4 清算人は、第一項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる事由によって解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

（解散の決議）

第三十一条の二 特定非営利活動法人は、総社員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

（特定非営利活動法人についての破産手続の開始）

第三十一条の三 特定非営利活動法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

- 2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

（清算中の特定非営利活動法人の能力）

第三十一条の四 解散した特定非営利活動法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

（清算人）

第三十一条の五 特定非営利活動法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるとき、又は社員総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

（裁判所による清算人の選任）

第三十一条の六 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

（清算人の解任）

第三十一条の七 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

（清算人の届出）

第三十一条の八 清算中に就任した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。

（清算人の職務及び権限）

第三十一条の九 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し
- 2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

（債権の申出の催告等）

第三十一条の十 清算人は、特定非営利活動法人が第三十一条第一項各号に掲げる事由によって解散した後、遅滞なく、公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

- 2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することができない。
- 3 清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。
- 4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第三十一条の十一 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、特定非営利活動法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の特定非営利活動法人についての破産手続の開始)

第三十一条の十二 清算中に特定非営利活動法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

- 2 清算人は、清算中の特定非営利活動法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす。
- 3 前項に規定する場合において、清算中の特定非営利活動法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。
- 4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(残余財産の帰属)

第三十二条 解散した特定非営利活動法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、所轄庁に対する清算終了の届出の時に、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

- 2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができる。
- 3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(裁判所による監督)

第三十二条の二 特定非営利活動法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

- 2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。
- 3 特定非営利活動法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。
- 4 所轄庁は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算終了の届出)

第三十二条の三 清算が終了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第三十二条の四 特定非営利活動法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第三十二条の五 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第三十二条の六 裁判所は、第三十一条の六の規定により清算人を選任した場合には、特定非営利活動法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

第三十二条の七 削除

(検査役の選任)

第三十二条の八 裁判所は、特定非営利活動法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

- 2 第三十二条の五及び第三十二条の六の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「特定非営利活動法人及び検査役」と読み替えるものとする。

(合併)

第三十三条 特定非営利活動法人は、他の特定非営利活動法人と合併することができる。

(合併手続)

第三十四条 特定非営利活動法人が合併するには、社員総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の議決は、社員総数の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。
- 3 合併は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。
- 4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、第一項の議決をした社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。
- 5 第十条及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。

第三十五条 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、貸借対照表及び財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

- 2 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下回ってはならない。

第三十六条 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかったときは、合併を承認したものとみなす。

- 2 債権者が異議を述べたときは、特定非営利活動法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第三十七条 合併により特定非営利活動法人を設立する場合には、定款の作成その他特定非営利活動法人の設立に関する

事務は、それぞれの特定非営利活動法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効果)

第三十八条 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、合併によって消滅した特定非営利活動法人の一切の権利義務（当該特定非営利活動法人が行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

(合併の時期等)

第三十九条 特定非営利活動法人の合併は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって、その効力を生ずる。

2 第十三条第二項及び第十四条の規定は前項の登記をした場合について、第十三条第三項の規定は前項の登記をしない場合について、それぞれ準用する。

第四十条 削除

## 第五節 監督

(報告及び検査)

第四十一条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

3 第一項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善命令)

第四十二条 所轄庁は、特定非営利活動法人が第十二条第一項第二号、第三号又は第四号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(設立の認証の取消し)

第四十三条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以上にわたって第二十九条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

2 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の規定による命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の規定による命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

3 前二項の規定による設立の認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該特定非営利活動法人から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならない。

4 所轄庁は、前項の規定による請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該特定非営利活動法人に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならない。

(意見聴取)

第四十三条の二 所轄庁は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いている疑い又はその役員について第二十条第五号に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、警視總監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。

(所轄庁への意見)

第四十三条の三 警視總監又は道府県警察本部長は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いていると疑うに足る相当な理由又はその役員について第二十条第五号に該当すると疑うに足る相当な理由があるため、所轄庁が当該特定非営利活動法人に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べるることができる。

## 第三章 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人

### 第一節 認定特定非営利活動法人

(認定)

第四十四条 特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものは、所轄庁の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出しなければならない。ただし、次条第一項第一号ハに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人が申請をする場合には、第一号に掲げる書類を添付することを要しない。

一 実績判定期間内の日を含む各事業年度（その期間が一年を超える場合は、当該期間をその初日以後一年ごとに区分した期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）。以下同じ。）の寄附者名簿（各事業年度に当該申請に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。以下同じ。）

二 次条第一項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（前号に掲げる書類を除く。）及び第四十七条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類

三 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

3 前項第一号の「実績判定期間」とは、第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前五年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、二年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。

(認定の基準)

第四十五条 所轄庁は、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、

同項の認定をするものとする。

- 一 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
    - イ 実績判定期間（前条第三項に規定する実績判定期間をいう。以下同じ。）における経常収入金額（(1)に掲げる金額をいう。）のうち寄附金等収入金額（(2)に掲げる金額（内閣府令で定める要件を満たす特定非営利活動法人にあっては、(2)及び(3)に掲げる金額の合計額）をいう。）の占める割合が政令で定める割合以上であること。
      - (1) 総収入金額から国等（国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいう。以下この(1)において同じ。）からの補助金その他国等が反対給付を受けずに交付するもの（次項において「国の補助金等」という。）、臨時的な収入その他の内閣府令で定めるものの額を控除した金額
      - (2) 受け入れた寄附金の額の総額（第四号ニにおいて「受入寄附金総額」という。）から一者当たり基準限度超過額（同一の者からの寄附金のうち内閣府令で定める金額を超える部分の金額をいう。）その他の内閣府令で定める寄附金の額の合計額を控除した金額
      - (3) 社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に次に規定する内閣府令で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額のうち(2)に掲げる金額に達するまでの金額
    - ロ 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者（当該事業年度における同一の者からの寄附金（寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）その他の内閣府令で定める事項が明らかな寄附金に限る。以下このロにおいて同じ。）の額の総額（当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額）が政令で定める額以上である場合の当該同一の者をいい、当該申請に係る特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。以下同じ。）の数（当該事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合には、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者を一人とみなした数）の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が政令で定める数以上であること。
  - ハ 前条第二項の申請書を提出した日の前日において、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第一項第四号（同法第一条第二項の規定により都について準用する場合を含む。）に掲げる寄附金又は同法第三百十四条の七第一項第四号（同法第一条第二項の規定により特別区について準用する場合を含む。）に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人としてこれらの寄附金を定める条例で定められているもの（その条例を制定した道府県（都を含む。）又は市町村（特別区を含む。）の区域内に事務所を有するものに限る。）であること。
- 二 実績判定期間における事業活動のうち次に掲げる活動の占める割合として内閣府令で定める割合が百分の五十未満であること。
  - イ 会員又はこれに類するものとして内閣府令で定める者（当該申請に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で内閣府令で定めるものを除く。以下この号において「会員等」という。）に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他内閣府令で定めるものを除く。）
  - ロ その便益の及ぶ者が次に掲げる者その他特定の範囲の者（前号ハに掲げる基準に適合する場合にあっては、(4)に掲げる者を除く。）である活動（会員等を対象とする活動で内閣府令で定めるもの及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。）
    - (1) 会員等
    - (2) 特定の団体の構成員
    - (3) 特定の職域に属する者
    - (4) 特定の地域として内閣府令で定める地域に居住し又は事務所その他これに準ずるものを有する者
  - ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動
- ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動
- 三 その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。
  - イ 各役員について、次に掲げる者の数の役員総数のうちに占める割合が、それぞれ三分の一以下であること。
    - (1) 当該役員並びに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と内閣府令で定める特殊の関係のある者
    - (2) 特定の法人（当該法人との間に発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上の株式又は出資の数又は金額を直接又は間接に保有する関係その他の内閣府令で定める関係のある法人を含む。）の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び三親等以内の親族並びにこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者
  - ロ 各社員の表決権が平等であること。
  - ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は内閣府令で定めるところにより帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること。
- ニ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理として内閣府令で定める経理が行われていないこと。
- 四 その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。
  - イ 次に掲げる活動を行っていないこと。
    - (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。
    - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
    - (3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。
  - ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして内閣府令で定める基準に適合していること。
  - ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める割合が百分の八十以上であること。
- ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の百分の七十以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。
- 五 次に掲げる書類について閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、当該書類（イに掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）をその事務所において閲覧させること。
  - イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等
  - ロ 前条第二項第二号及び第三号に掲げる書類並びに第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類及び同条第三項の書類
- 六 各事業年度において、事業報告書等を第二十九条の規定により所轄庁に提出していること。
- 七 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。
- 八 前条第二項の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後一年を超える期間が経過していること。
- 九 実績判定期間において、第三号、第四号イ及びロ並びに第五号から第七号までに掲げる基準（当該実績判定期間中に、前条第一項の認定又は第五十八条第一項の特例認定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第五号ロに掲げる基準を除く。）に適合していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合及び政令で定める小規模な特定非営利活動法人が同項の認定の申請をした場合における前項第一号イに規定する割合の計算については、政令で定める方法によることができる。

(合併特定非営利活動法人に関する適用)

第四十六条 前二条に定めるもののほか、第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人で同条第二項の申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併又は設立の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における前二条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(欠格事由)

第四十七条 第四十五条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けることができない。

- 一 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの
  - イ 認定特定非営利活動法人が第六十七条第一項若しくは第二項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により第五十八条第一項の特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの
  - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
  - ハ この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、若しくは刑法第二百四十二条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- 二 暴力団の構成員等
- 三 第六十七条第一項若しくは第二項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消され、又は第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により第五十八条第一項の特例認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの
- 四 その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの
- 五 国税又は地方税の滞納処分執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの
- 六 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から三年を経過しないもの
  - イ 暴力団
  - ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

(認定に関する意見聴取)

第四十八条 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。

- 一 前条第一号ニ及び第六号に規定する事由 警視總監又は道府県警察本部長
- 二 前条第四号及び第五号に規定する事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長（以下「国税庁長官等」という。）

(認定の通知等)

第四十九条 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときはその旨を、同項の認定をしないことを決定したときはその旨及びその理由を、当該申請をした特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

2 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該認定に係る認定特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を公示しなければならない。

- 一 名称
  - 二 代表者の氏名
  - 三 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
  - 四 当該認定の有効期間
  - 五 前各号に掲げるもののほか、都道府県又は指定都市の条例で定める事項
- 3 所轄庁は、特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第四十四条第一項の認定をしたときは、当該認定に係る認定特定非営利活動法人の名称その他の内閣府令で定める事項を、その主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県でその事務所が所在する都道府県の知事（以下「所轄庁以外の関係知事」という。）に対し通知しなければならない。
- 4 認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものは、第一項の規定による認定の通知を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。
- 一 直近の事業報告書等（合併後当該書類が作成されるまでの間は、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第五十二条第四項及び第五項において同じ。）、役員名簿及び定款等
  - 二 第四十四条第二項の規定により所轄庁に提出した同項各号に掲げる添付書類の写し
  - 三 認定に関する書類の写し

(名称等の使用制限)

第五十条 認定特定非営利活動法人でない者は、その名称又は商号中に、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

2 何人も、不正の目的をもって、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

(認定の有効期間及びその更新)

第五十一条 第四十四条第一項の認定の有効期間（次項の有効期間の更新がされた場合にあっては、当該更新された有効期間。以下この条及び第五十七条第一項第一号において同じ。）は、当該認定の日（次項の有効期間の更新がされた場合にあっては、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日。第五十四条第一項において同じ。）から起算して五年とする。

2 前項の有効期間の満了後引き続き認定特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとする認定特定非営利活動法人は、その有効期間の更新を受けなければならない。

3 前項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、第一項の有効期間の満了の日の六月前から三月前までの間（以下この項において「更新申請期間」という。）に、所轄庁に有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。

4 前項の申請があった場合において、第一項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

5 第四十四条第二項（第一号に係る部分を除く。）及び第三項、第四十五条第一項（第三号ロ、第六号、第八号及び第九号に係る部分を除く。）及び第六号、第八号及び第九号に係る部分を除く。）の規定は、この項の更新の申請をした日から起算して五年を超えない限り、この限りでない。



る部分を除く。)及び第二項、第四十六条から第四十八条まで並びに第四十九条第一項、第二項及び第四項(第一号に係る部分を除く。)の規定は、第二項の有効期間の更新について準用する。ただし、第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

(役員の変更等の届出、定款の変更の届出等及び事業報告書等の提出に係る特例並びにこれらの書類の閲覧)

第五十二条 認定特定非営利活動法人についての第二十三条、第二十五条第六項及び第七項並びに第二十九条の規定の適用については、これらの規定中「所轄庁に」とあるのは、「所轄庁(二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事)に」とする。

2 二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人は、第二十五条第三項の定款の変更の認証を受けたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。

3 第二十六条第一項の場合においては、認定特定非営利活動法人は、同条第二項に掲げる添付書類のほか、内閣府令で定めるところにより、寄附者名簿その他の内閣府令で定める書類を申請書に添付しなければならない。

4 認定特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

5 認定特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において事業報告書等又は役員名簿を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

(代表者の氏名の変更の届出等並びに事務所の新設及び廃止に関する通知等)

第五十三条 認定特定非営利活動法人は、代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人について、第四十九条第二項各号(第二号及び第四号を除く。)に掲げる事項に係る定款の変更についての第二十五条第三項の認証をしたとき若しくは同条第六項の届出を受けたとき、前項の届出を受けたとき又は第四十九条第二項第五号に掲げる事項に変更があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。

3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人の事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置する旨又はその主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内の全ての事務所を廃止する旨の定款の変更についての第二十五条第三項の認証をしたとき又は同条第六項の届出を受けたときは、その旨を当該都道府県の知事に通知しなければならない。

4 認定特定非営利活動法人は、その事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、第四十九条第四項各号に掲げる書類を、当該都道府県の知事に提出しなければならない。

(認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置き等及び閲覧)

第五十四条 認定特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けたときは、同条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、同条第一項の認定の日から起算して五年間、その事務所に備え置かなければならない。

2 認定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、第一号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年間、第二号から第四号までに掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

一 前事業年度の寄附者名簿

二 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

三 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

3 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

4 認定特定非営利活動法人は、第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第五十五条 認定特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類(同項第三号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。)を所轄庁(二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事。以下この条において同じ。)に提出しなければならない。ただし、前条第二項第二号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。

2 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前条第三項の書類を所轄庁に提出しなければならない。

(役員報酬規程等の公開)

第五十六条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人から提出を受けた第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは同条第三項の書類(過去五年間に提出を受けたものに限る。)について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

(認定の失効)

第五十七条 認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第四十四条第一項の認定は、その効力を失う。

一 第四十四条第一項の認定の有効期間が経過したとき(第五十一条第四項に規定する場合にあっては、更新拒否処分がされたとき)。

二 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が第六十三条第一項の認定を経ずにその効力を生じたとき(同条第四項に規定する場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき)。

三 認定特定非営利活動法人が解散したとき。

2 所轄庁は、前項の規定により第四十四条第一項の認定がその効力を失ったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。

3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第一項の規定により第四十四条第一項の認定がその効力を失ったときは、その旨を所轄庁以外の関係知事に対し通知しなければならない。

## 第二節 特例認定特定非営利活動法人

(特例認定)

第五十八条 特定非営利活動法人であって新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものは、所轄庁の特例認定を受けることができる。

2 第四十四条第二項（第一号に係る部分を除く。）及び第三項の規定は、前項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人について準用する。この場合において、同条第三項中「五年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあつては、二年）」とあるのは、「二年」と読み替えるものとする。

(特例認定の基準)

第五十九条 所轄庁は、前条第一項の特例認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の特例認定をするものとする。

- 一 第四十五条第一項第二号から第九号までに掲げる基準に適合すること。
- 二 前条第二項において準用する第四十四条第二項の申請書を提出した日の前日において、その設立の日（当該特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人である場合にあつては当該特定非営利活動法人又はその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日、当該特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人である場合にあつてはその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日）から五年を経過しない特定非営利活動法人であること。
- 三 第四十四条第一項の認定又は前条第一項の特例認定を受けたことがないこと。

(特例認定の有効期間)

第六十条 第五十八条第一項の特例認定の有効期間は、当該特例認定の日から起算して三年とする。

(特例認定の失効)

第六十一条 特例認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第五十八条第一項の特例認定は、その効力を失う。

- 一 第五十八条第一項の特例認定の有効期間が経過したとき。
- 二 特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が第六十三条第一項又は第二項の認定を経ずにその効力を生じたとき（同条第四項に規定する場合にあつては、その合併の不認定処分がされたとき）。
- 三 特例認定特定非営利活動法人が解散したとき。
- 四 特例認定特定非営利活動法人が第四十四条第一項の認定を受けたとき。

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第六十二条 第四十六条から第五十条まで、第五十二条から第五十六条まで並びに第五十七条第二項及び第三項の規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。この場合において、第五十四条第一項中「五年間」とあるのは「三年間」と、同条第二項中「五年間」とあるのは「三年間」と、「その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度」とあるのは「翌々事業年度」と、同条第三項中「五年が経過した日を含む事業年度の末日」とあるのは「第六十条の有効期間の満了の日」と、第五十六条中「五年間」とあるのは「三年間」と読み替えるものとする。

## 第三節 認定特定非営利活動法人等の合併

第六十三条 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。

2 特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人であるものを除く。）と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。

3 第一項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は前項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、第三十四条第三項の認証の申請に併せて、所轄庁に第一項の認定又は前項の認定の申請をしなければならない。

4 前項の申請があつた場合において、その合併がその効力を生ずる日までにその申請に対する処分がされないときは、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その処分がされるまでの間は、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継しているものとみなす。

5 第四十四条第二項及び第三項、第四十五条、第四十七条から第四十九条まで並びに第五十四条第一項の規定は第一項の認定について、第五十八条第二項において準用する第四十四条第二項及び第三項、第五十九条並びに前条において準用する第四十七条から第四十九条まで及び第五十四条第一項の規定は第二項の認定について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

## 第四節 認定特定非営利活動法人等の監督

(報告及び検査)

第六十四条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該認定特定非営利活動法人等の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（第五項において「認定特定非営利活動法人等の役員等」という。）に提示させなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が第一項又は第二項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。

5 前項の場合において、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第二項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、認定特定非営利活動法人等の役員等に提示させるものとする。

- 6 第三項又は前項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査をする職員が、当該検査により第三項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第一項又は第二項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第三項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。
- 7 第四十一条第三項及び第四項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査について準用する。

(勧告、命令等)

- 第六十五条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人等について、第六十七条第二項各号(同条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。
- 2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等について、第六十七条第二項各号(第一号にあっては、第四十五条第一項第三号に係る部分を除く。)のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。
  - 3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による勧告をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その勧告の内容を公表しなければならない。
  - 4 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた認定特定非営利活動法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかつたときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。
  - 5 第一項及び第二項の規定による勧告並びに前項の規定による命令は、書面により行うよう努めなければならない。
  - 6 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第四項の規定による命令をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。
  - 7 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項若しくは第二項の規定による勧告又は第四項の規定による命令をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。
    - 一 第四十七条第一号ニ又は第六号に規定する事由 警視總監又は道府県警察本部長
    - 二 第四十七条第四号又は第五号に規定する事由 国税庁長官等

(その他の事業の停止)

- 第六十六条 所轄庁は、その他の事業を行う認定特定非営利活動法人につき、第五条第一項の規定に違反してその他の事業から生じた利益が当該認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定特定非営利活動法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができる。
- 2 前条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(認定又は特例認定の取消し)

- 第六十七条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の認定を取り消さなければならない。
- 一 第四十七条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するとき。
  - 二 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新又は第六十三条第一項の認定を受けたとき。
  - 三 正当な理由がなく、第六十五条第四項又は前条第一項の規定による命令に従わないとき。
  - 四 認定特定非営利活動法人から第四十四条第一項の認定の取消しの申請があつたとき。
    - 2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の認定を取り消すことができる。
      - 一 第四十五条第一項第三号、第四号イ若しくはロ又は第七号に掲げる基準に適合しなくなつたとき。
      - 二 第二十九条、第五十二条第四項又は第五十四条第四項の規定を遵守していないとき。
      - 三 前二号に掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき。
    - 3 前二項の規定は、第五十八条第一項の特例認定について準用する。この場合において、第一項第二号中「、第五十一条第二項の有効期間の更新又は第六十三条第一項の認定」とあるのは、「又は第六十三条第二項の認定」と読み替えるものとする。
    - 4 第四十三条第三項及び第四項、第四十九条第一項から第三項まで並びに第六十五条第七項の規定は、第一項又は第二項の規定による認定の取消し(第六十九条において「認定の取消し」という。)及び前項において準用する第一項又は第二項の規定による特例認定の取消し(同条において「特例認定の取消し」という。)について準用する。

(所轄庁への意見等)

- 第六十八条 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が第六十五条第四項の規定による命令に従わなかつた場合その他の場合であつて、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。
- 2 次の各号に掲げる者は、認定特定非営利活動法人等についてそれぞれ当該各号に定める事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。
    - 一 警視總監又は道府県警察本部長 第四十七条第一号ニ又は第六号に該当する事由
    - 二 国税庁長官等 第四十七条第四号又は第五号に該当する事由
  - 3 所轄庁は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して特に必要があると認めるときは、所轄庁以外の関係知事に対し、当該所轄庁以外の関係知事が採るべき措置について、必要な要請をすることができる。

(所轄庁への指示)

- 第六十九条 内閣総理大臣は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して地域間の均衡を図るため特に必要があると認めるときは、所轄庁に対し、第六十五条第一項の規定による勧告、同条第四項の規定による命令、第六十六条第一項の規定による命令又は認定の取消し若しくは特例認定の取消しその他の措置を採るべきことを指示することができる。

#### 第四章 税法上の特例

- 第七十条 特定非営利活動法人は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等( )とあるのは「公益法人等(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する法人(以下「特定非営利活動法人」という。))並びに」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人(特定非営利活動法人を含む。))」と、同条第三項中「公益法人等( )とあるのは「公益法人等(特定非営利活動法人及び」と、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第六十八条の六の規定を適用する場合には同条中「みなされているもの」とあるのは「みなされているもの(特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人については、小規模な法人として政令で定めるものに限る。))とする。
- 2 特定非営利活動法人は、消費税法(昭和三十二年法律第八号)その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法

別表第三に掲げる法人とみなす。

- 3 特定非営利活動法人は、地価税法（平成三年法律第六十九号）その他地価税に関する法令の規定（同法第三十三条の規定を除く。）の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。ただし、同法第六条の規定による地価税の非課税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第七号に規定する人格のない社団等とみなす。

第七十一条 個人又は法人が、認定特定非営利活動法人等に対し、その行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附又は贈与をしたときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該個人又は法人に対する所得税、法人税又は相続税の課税について寄附金控除等の特例の適用があるものとする。

## 第五章 雑則

（情報の提供等）

第七十二条 内閣総理大臣及び所轄庁は、特定非営利活動法人に対する寄附その他の特定非営利活動への市民の参画を促進するため、認定特定非営利活動法人等その他の特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 所轄庁及び特定非営利活動法人は、特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関する情報を前項の規定により内閣総理大臣が整備するデータベースに記録することにより、当該情報の積極的な公表に努めるものとする。

（協力依頼）

第七十三条 所轄庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用）

第七十四条 第十条第一項の規定による申請及び同条第二項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧、第十二条第三項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第十三条第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出、第二十三条第一項の規定による届出、第二十五条第三項の規定による申請、同条第六項の規定による届出及び同条第七項の規定による提出、第二十九条の規定による提出、第三十条の規定による閲覧、第三十一条第二項の規定による申請、第三十四条第三項の規定による申請、第四十三条第四項（第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による交付、第四十四条第一項の規定による申請、第四十九条第一項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）、第六十三条第五項及び第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び第四十九条第四項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十一条第三項の規定による申請、第五十二条第二項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十三条第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十五条第一項及び第二項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十六条（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十八条第一項の規定による申請並びに第六十三条第三項の規定による申請について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定を適用する場合においては、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第十二条の規定は、適用しない。

（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用）

第七十五条 第十四条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による作成及び備置き、第二十八条第一項の規定による作成及び備置き、同条第二項の規定による備置き並びに同条第三項の規定による閲覧、第三十五条第一項の規定による作成及び備置き、第四十五条第一項第五号（第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十二条第四項及び第五項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十四条第一項（第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による備置き、第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による作成及び備置き並びに第五十四条第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧について民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）の規定を適用する場合においては、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第九条の規定は、適用しない。

（実施規定）

第七十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定の実施のための手続その他その執行に関し必要な細則は、内閣府令又は都道府県若しくは指定都市の条例で定める。

## 第六章 罰則

第七十七条 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新、第五十八条第一項の特例認定又は第六十三条第一項若しくは第二項の認定を受けた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 正当な理由がないのに、第四十二条の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者
- 二 第五十条第一項の規定に違反して、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者
- 三 第五十条第二項の規定に違反して、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者
- 四 第六十二条において準用する第五十条第一項の規定に違反して、特例認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者
- 五 第六十二条において準用する第五十条第二項の規定に違反して、他の特例認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者
- 六 正当な理由がないのに、第六十五条第四項の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者
- 七 正当な理由がないのに、第六十六条第一項の規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者

第七十九条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第八十条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第七条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠ったとき。
- 二 第十四条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 三 第二十三条第一項若しくは第二十五条第六項（これらの規定を第五十二条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第五十三条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第二十八条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項（第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 五 第二十五条第七項若しくは第二十九条（これらの規定を第五十二条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十九条第四項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十二条第二項、第五十三条第四項若しくは第五十五条第一項若しくは第二項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。
- 六 第三十一条の三第二項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかったとき。
- 七 第二十八条の二第一項、第三十一条の十第一項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。
- 八 第三十五条第一項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 九 第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定に違反したとき。
- 十 第四十一条第一項又は第六十四条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第八十一条 第四条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

#### 別表（第二条関係）

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 観光の振興を図る活動
- 五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 七 環境の保全を図る活動
- 八 災害救援活動
- 九 地域安全活動
- 十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 十一 国際協力の活動
- 十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十三 子どもの健全育成を図る活動
- 十四 情報化社会の発展を図る活動
- 十五 科学技術の振興を図る活動
- 十六 経済活動の活性化を図る活動
- 十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十八 消費者の保護を図る活動
- 十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

#### 附 則（平成二三年六月二二日法律第七〇号） 抄

（事業報告書等及び活動計算書に関する経過措置）

- 第六条 新特定非営利活動促進法第二十八条第一項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧特定非営利活動促進法第二十八条第一項に規定する事業報告書等及び役員名簿等については、なお従前の例による。
- 2 当分の間、特定非営利活動法人は、新特定非営利活動促進法第二十八条第一項の規定にかかわらず、新特定非営利活動促進法第二十七条第三号の活動計算書に代えて、旧特定非営利活動促進法第二十七条第三号の収支計算書を作成し、備え置くことができる。
  - 3 前項の規定により作成し、備え置くことができることとされる収支計算書は、新特定非営利活動促進法第二十七条第三号の活動計算書とみなして、新特定非営利活動促進法の規定を適用する。
  - 4 新特定非営利活動促進法第二十九条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条に規定する事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧特定非営利活動促進法第二十九条第一項に規定する事業報告書等、役員名簿等及び定款等については、なお従前の例による。

#### 附 則（平成二八年六月七日法律第七〇号） 抄

（施行期日）

- 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第七十二条の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定公布の日
  - 二 第十四条の七第三項の改正規定、第二十八条の次に一条を加える改正規定及び第八十条第七号の改正規定並びに附則第四条の規定公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（認証の申請に関する経過措置）

- 第二条 この法律による改正後の特定非営利活動促進法（以下「新法」という。）第十条第二項及び第三項（これらの規定を新法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の特定非営利活動促進法（以下「旧法」という。）第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合については、なお従前の例による。

（事業報告書等に関する経過措置）

- 第三条 新法第二十八条第一項及び第三十条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る新法第二十八条第一項に規定する

事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧法第二十八条第一項に規定する事業報告書等については、なお従前の例による。

(貸借対照表の公告に関する経過措置)

第四条 新法第二十八条の二第一項の規定は、特定非営利活動法人（新法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）が附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第二号施行日」という。）以後に新法第二十八条第一項の規定により作成する貸借対照表について適用する。

2 特定非営利活動法人が施行日前に旧法第二十八条第一項の規定により作成し、又は施行日から第二号施行日の前日までの間に新法第二十八条第一項の規定により作成した貸借対照表のうち直近の事業年度に係るもの（以下この項及び次項において「特定貸借対照表」という。）については、当該特定非営利活動法人が第二号施行日に同項の規定により作成したものとみなして新法第二十八条の二第一項の規定を適用する。ただし、特定貸借対照表を作成した後に当該特定非営利活動法人について合併があった場合は、この限りでない。

3 前項の規定は、第二号施行日まで定款で定める方法により特定貸借対照表を公告している特定非営利活動法人については、適用しない。

(認定、有効期間の更新又は仮認定の基準に関する経過措置)

第五条 施行日前に旧法第四十四条第一項の認定の申請、旧法第五十一条第三項の有効期間の更新の申請、旧法第五十八条第一項の仮認定の申請又は旧法第六十三条第一項の認定若しくは同条第二項の認定の申請をした者のこれらの申請に係る認定、有効期間の更新又は仮認定の基準については、なお従前の例による。

(役員報酬規程等に関する経過措置)

第六条 新法第五十四条第二項及び第五十六条（これらの規定を新法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同項第二号から第四号まで（新法第六十二条において準用する場合を含む。）に掲げる書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧法第五十四条第二項第二号から第四号まで（旧法第六十二条において準用する場合を含む。）に掲げる書類については、なお従前の例による。

(助成金の支給に係る書類に関する経過措置)

第七条 新法第五十四条第三項及び第五十六条（これらの規定を新法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に行われる助成金の支給に係る同項（新法第六十二条において準用する場合を含む。）の書類について適用し、施行日前に行われた助成金の支給に係る旧法第五十四条第三項（旧法第六十二条において準用する場合を含む。）の書類については、なお従前の例による。

(海外への送金又は金銭の持出しに係る書類に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に旧法第四十四条第一項の認定又は旧法第五十八条第一項の仮認定を受けている特定非営利活動法人（以下この条において「認定特定非営利活動法人等」という。）による施行日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る旧法第五十四条第四項（旧法第六十二条において準用する場合を含む。）の書類の作成、当該認定特定非営利活動法人等の事務所における備置き及び閲覧並びに当該書類の所轄庁への提出並びに当該書類の所轄庁における閲覧又は謄写については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における認定特定非営利活動法人等の監督については、なお従前の例による。

(仮認定を受けている特定非営利活動法人に関する経過措置)

第九条 この法律の施行の際現に旧法第五十八条第一項の仮認定を受けている特定非営利活動法人は、新法第五十八条第一項の特例認定を受けた特定非営利活動法人とみなす。この場合において、当該特例認定を受けた特定非営利活動法人とみなされる特定非営利活動法人に係る特例認定の有効期間は、旧法第五十八条第一項の仮認定の有効期間の残存期間とする。

(仮認定の申請に関する経過措置)

第十条 施行日前に旧法第五十八条第一項の規定により所轄庁に対しされた仮認定の申請は、新法第五十八条第一項の規定により所轄庁に対してされた特例認定の申請とみなす。

(地方税法及び租税特別措置法の一部改正)

第十一条 次に掲げる法律の規定中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

一 地方税法（昭和三十二年法律第二百二十六号）第四十五条の二第一項ただし書及び第三百七条の二第一項ただし書

二 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十八の二第一項及び第六十六条の十一の二第二項

(処分等の効力)

第十二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第十四条 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）の一部を次のように改正する。第二十四条の三中「公告する」を「公告し、又はインターネットの利用により公表する」に、「二月間」を「一月間」に、「一月」を「二週間」に改める。

(政令への委任)

第十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十六条 特定非営利活動法人制度については、この法律の施行後三年を目途として、新法の実施状況、特定非営利活動（新法第二条第一項に規定する特定非営利活動をいう。）を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする

附 則（令和二年一二月九日法律第七二号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(認証の申請に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の特定非営利活動促進法（以下この条及び次条において「新法」という。）第十条第二項から第四項まで（これらの規定を新法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下この条及び次条において「施行日」という。）以後に新法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の特定非営利活動促進法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合については、なお従前の例による。

(書類の提出に関する経過措置)

第三条 新法第五十五条第一項（新法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、新法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人又は同条第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人（以下この条において「認定特定非営利活動法人等」という。）が施行日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、認定特定非営利活動法人等が施行日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(情報通信技術の利用のための措置)

第八条 政府は、この法律の施行後速やかに、特定非営利活動促進法に基づく事務又は業務に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、当該事務又は業務について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

## 特定非営利活動促進法施行条例（平成十年十月二十二日宮城県条例第三十四号）

### （趣旨）

第一条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）第二章、第三章及び第五章の規定の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### （設立の認証申請）

第二条 法第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 法第十条第一項第二号ハの規定により条例で定める各役員の住所又は居所を証する書面は、次に掲げるとおりとする。
  - 一 当該役員が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用を受ける者である場合にあっては、同法第十二条第一項に規定する住民票の写し
  - 二 当該役員が前号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書
- 3 前項各号に掲げる書面は、申請の前六月以内に作成されたものでなければならない。
- 4 第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、法第十条第一項第二号ハに掲げる書類を第一項の申請書に添付することを要しない。
  - 一 知事が住民基本台帳法第三十条の十一第一項の規定により地方公共団体情報システム機構から当該役員に係る機構保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）及び同条第十三号に規定する住民票コード（以下「住民票コード」という。）を除く。）の提供を受けるとき。
  - 二 知事が住民基本台帳法第三十条の十五第一項の規定により、当該役員に係る都道府県知事保存本人確認情報（個人番号及び住民票コードを除く。）を利用するとき。

### （認証申請に係る書類等の縦覧）

第三条 法第十条第二項（法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧は、規則で定める場所において行うものとする。

- 2 知事は、法第十条第一項の認証の申請があった場合には、規則で定めるところにより、同条第二項に規定する書類の写しを公衆の縦覧に供するものとする。

### （軽微な不備の補正）

第四条 法第十条第四項（法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する条例で定める軽微な不備は、法第十条第四項に規定する申請書及び当該申請書に添付された書類の内容の同一性に影響を与えないものであって規則で定めるものとする。

### （社員総会の議事録）

第五条 社員総会の議事録は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもって作成しなければならない。

- 2 法第十四条の九第一項の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合には、当該社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
  - 一 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - 二 前号の事項の内容を提案した者の氏名又は名称
  - 三 社員総会の決議があったものとみなされた日
  - 四 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

### （定款の変更の認証申請等）

第六条 法第二十五条第三項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 第三条第二項の規定は、法第二十五条第三項の認証の申請があった場合について準用する。

### （定款の変更の届出）

第七条 法第二十五条第六項の規定により定款の変更の届出をしようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、届出書を知事に提出しなければならない。

### （事業報告書等の提出）

第八条 法第二十九条の規定による事業報告書等の提出は、毎事業年度初めの三月以内に行わなければならない。

### （事業報告書等の公開）

第九条 法第三十条の規定による閲覧又は謄写は、規則で定める場所において行うものとする。

- 2 知事は、規則で定めるところにより、法第三十条の閲覧に係る書類の写しを公衆の閲覧に供するものとする。

### （成功の不能による解散の認定の申請）

第十条 法第三十一条第二項の規定により解散の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

### （残余財産の譲渡の認証申請）

第十一条 法第三十二条第二項の規定により残余財産の譲渡の認証を受けようとする清算人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

### （合併の認証申請等）

第十二条 法第三十四条第三項の規定により合併の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 第二条第二項から第四項までの規定は前項の申請書に添付する書類について、第三条第二項の規定は法第三十四条第三項の認証の申請があった場合について準用する。

### （認定の申請）

第十三条 法第四十四条第一項の規定により認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、申請書



を知事に提出しなければならない。

(認定の有効期間の更新)

第十四条 法第五十一条第二項の規定により法第四十四条第一項の認定の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

(知事が所轄庁でない認定特定非営利活動法人による定款の変更の届出等)

第十五条 第七条及び第八条の規定は、県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人のうち知事が所轄庁(法第九条に規定する所轄庁をいう。)でないものが法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十五条第六項又は法第二十九条の規定による届出又は提出を知事にする場合について準用する。

(知事が所轄庁でない認定特定非営利活動法人による議事録の謄本等の提出)

第十六条 法第五十二条第二項の規定により社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を提出しようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、届出書を知事に提出しなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第十七条 法第五十五条第一項の規定による書類の提出は、規則で定めるところにより、毎事業年度初めの三月以内に行わなければならない。

(助成金の支給に関する書類の提出)

第十八条 法第五十五条第二項の規定による書類の提出は、規則で定めるところにより、助成金の支給を行った後遅滞なく行わなければならない。

(認定特定非営利活動法人による役員報酬規程等の公開)

第十九条 法第五十六条の規定による閲覧又は謄写は、規則で定める場所において行うものとする。  
2 知事は、規則で定めるところにより、法第五十六条の閲覧に係る書類の写しを公衆の閲覧に供するものとする。

(特例認定の申請)

第二十条 法第五十八条第一項の規定により特例認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

(認定に係る規定の特例認定への準用)

第二十一条 第十五条から第十九条までの規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。

(合併による認定又は特例認定の承継)

第二十二条 法第六十三条第一項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は同条第二項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

(情報通信の技術を利用する方法による手続等)

第二十三条 法第七十四条の規定により適用される行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条から第六条までに規定する条例で定める事項については、規則で定める。

(電磁的記録による保存)

第二十四条 法第七十五条の規定により読み替えて適用される民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号。以下「電子文書法」という。)第三条第一項の条例で定める保存は、法第十四条(法第三十九条第二項において準用する場合を含む。)、法第二十八条第一項及び第二項、法第三十五条第一項、法第五十四条第一項(法第六十二条(法第六十三条第五項において準用する場合を含む。))及び法第六十三条第五項において準用する場合を含む。)並びに法第五十四条第二項及び第三項(これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による書面(電子文書法第二条第三号に規定する書面をいう。以下同じ。)の備置きとする。  
2 特定非営利活動法人が前項に規定する書面の備置きに代えて当該書面に係る電磁的記録(電子文書法第二条第四号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)の備置きを行う場合は、規則で定める方法により行わなければならない。

(電磁的記録による作成)

第二十五条 法第七十五条の規定により読み替えて適用される電子文書法第四条第一項の条例で定める作成は、法第十四条(法第三十九条第二項において準用する場合を含む。)、法第二十八条第一項、法第三十五条第一項並びに法第五十四条第二項及び第三項(これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による書面の作成とする。  
2 特定非営利活動法人が第五条及び前項に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、規則で定める方法により行わなければならない。

(電磁的記録による縦覧等)

第二十六条 法第七十五条の規定により読み替えて適用される電子文書法第五条第一項の条例で定める縦覧等は、法第二十八条第三項、法第四十五条第一項第五号(法第五十一条第五項及び法第六十三条第五項において準用する場合を含む。)、法第五十二条第四項及び第五項(これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。)並びに法第五十四条第四項(法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による書面の閲覧とする。  
2 特定非営利活動法人が前項に規定する書面の閲覧に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の閲覧を行う場合は、規則で定める方法により行わなければならない。

(委任)

第二十七条 この条例に定めるもののほか、法第二章、第三章及び第五章の規定並びにこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、法の施行の日(平成十年十二月一日)から施行する。

附 則(平成十二年条例第百二十九号)

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則(平成十五年条例第三十二号)

1 (施行期日)

この条例は、平成十五年五月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際事業年度を設けていない特定非営利活動法人(特定非営利活動法人の設立の認証の申請に係る団体を含む。)についての当初の事業年度の開始の日の前日までの期間に係る改正後の第五条の規定の適用については、同条中「毎事業年度」とあるのは、「毎年」とする。

附 則(平成十七年条例第四十九号)

この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則(平成十九年条例第二十七号)

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成二十年条例第五十七号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。

附 則(平成二十年条例第七十八号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十四年条例第二十六号)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二条第二項の改正規定は、同年七月九日から施行する。

附 則(平成二十七年条例第六十七号)

この条例は、平成二十七年十月五日から施行する。

附 則(平成二十七年条例第九十六号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の特定非営利活動促進法施行条例の規定の適用については、当分の間、同条例第二条第四項第一号中「(以下「個人番号」という。）」及び同条第十三号に規定する住民票コード(以下「住民票コード」という。))とあるのは「(以下「個人番号」という。))と、同項第二号中「個人番号及び住民票コード」とあるのは「個人番号」とする。

附 則(平成二十八年条例第七十号)

(施行期日)

1 この条例は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第七十号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正法による改正前の特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下「旧法」という。)第四十四条第一項の認定又は旧法第五十八条第一項の仮認定を受けている特定非営利活動法人による条例の施行の日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る旧法第五十四条第四項(旧法第六十二条において準用する場合を含む。)の書類の提出並びに備置き及び作成については、なお従前の例による。

附 則(令和元年条例第六六号)

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等(令和元年法律第十六号)の施行の日から施行する。

附 則(令和三年条例第一九号)

この条例は、令和三年六月九日から施行する。

## 特定非営利活動促進法施行細則（平成十年十月三十日宮城県規則第七十一号）

### （趣旨）

第一条 この規則は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）第二章、第三章及び第五章の規定並びに特定非営利活動促進法施行条例（平成十年宮城県条例第三十四号。以下「条例」という。）の規定の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### （設立の認証申請）

第二条 条例第二条第一項の申請書は、様式第一号によるものとする。

2 条例第二条第二項第二号に掲げる書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付しなければならない。

3 第一項の申請書に添付する書類のうち、法第十条第一項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げるものには、それぞれ副本一通を添えるものとする。

### （認証申請に係る書類等の縦覧）

第三条 条例第三条第一項の規則で定める場所は、環境生活部共同参画社会推進課とする。

2 条例第三条第二項の規定による縦覧は、各地方振興事務所（宮城県仙台地方振興事務所を除く。以下同じ。）及びその支所（宮城県気仙沼地方振興事務所南三陸支所を除く。以下同じ。）並びに宮城県民間非営利活動プラザにおいて行うものとする。

3 条例第三条第二項の規定による縦覧は、法第十条第二項の規定による縦覧とともに終了する。

### （軽微な不備）

第四条 条例第四条に規定する軽微な不備は、誤記、記載漏れその他これらに類する明白な誤りに係るものとする。

### （軽微な不備の補正）

第五条 法第十条第四項の規定による補正は、様式第二号による補正書を知事に提出してするものとする。

2 前項の補正書には、補正後の条例第二条第一項に規定する申請書又は法第十条第一項各号に掲げる書類を添えるものとする。

3 前項の規定により第一項の補正書に添付する書類のうち、法第十条第一項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げるものには、それぞれ副本一通を添えるものとする。

### （設立登記の届出）

第六条 法第十三条第二項の規定による届出は、様式第三号による届出書を知事に提出してするものとする。

2 前項の届出書に添付する登記事項証明書にはその写し一通を、財産目録にはその副本一通を、それぞれ添えるものとする。

3 第一項の届出書には、法第十条第一項の規定による設立の認証に係る定款を添付しなければならない。

### （役員の変更等の届出）

第七条 法第二十三条第一項の規定による届出は、様式第四号による届出書を知事に提出してするものとする。

2 前項の届出書に添付する役員名簿には、副本一通を添えるものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、法第二十三条第二項の規定の適用がある場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、法第十条第一項第二号ハに掲げる書類を提出することを要しない。

一 知事が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十一第一項の規定により地方公共団体情報システム機構から当該役員に係る本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）及び同条第十三号に規定する住民票コード（以下「住民票コード」という。）を除く。）の提供を受けるとき。

二 知事が住民基本台帳法第三十条の十五第一項の規定により、当該役員に係る都道府県知事保存本人確認情報（個人番号及び住民票コードを除く。）を利用するとき。

### （定款の変更の認証申請等）

第八条 条例第六条第一項の申請書は、様式第五号によるものとする。

2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第二十五条第四項の規定により添付する変更後の定款並びに当該変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第二十六条第二項の規定により添付する法第十条第一項第二号イの書類には、それぞれ副本一通を添えるものとする。

3 第三条第二項及び第三項の規定は、条例第六条第二項において準用する条例第三条第二項の規定による縦覧について、第四条及び第五条の規定は、法第二十五条第五項において準用する法第十条第四項の規定による補正について準用する。この場合において、第五条第一項中「第十条第四項」とあるのは「第二十五条第五項において準用する法第十条第四項」と、同条第二項中「第二条第一項」とあるのは「第六条第一項」と、「第十条第一項各号に掲げる書類」とあるのは「第二十五条第四項の規定により知事に提出する社員総会の議事録の謄本、変更後の定款又は当該定款の変更の日の属する事業年度若しくは翌事業年度の事業計画書若しくは活動予算書又は法第二十六条の規定により知事に提出する法第十条第一項第二号イに掲げる書類及び事業報告書等」と、同条第三項中「第十条第一項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げるもの」とあるのは「第二十五条第四項の規定により知事に提出する変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画及び活動予算書並びに法第二十六条第二項の規定により知事に提出する法第十条第一項第二号イに掲げる書類及び事業報告書等」と読み替えるものとする。

### （変更の認証後の定款の提出）

第九条 特定非営利活動法人は、法第二十五条第三項の規定による定款の変更の認証を受けた後、遅滞なく、当該変更の認証に係る変更後の定款を提出しなければならない。

### （定款の変更の届出）

第十条 条例第七条の届出書は、様式第六号によるものとする。

2 前項の届出書に添付する書類のうち変更後の定款には、副本一通を添えるものとする。

### （定款の変更の登記に係る届出）

第十一条 法第二十五条第七項の規定による届出は、様式第七号による届出書を知事に提出してするものとする。

2 前項の届出書に添付する登記事項証明書には、その写し一通を添えるものとする。

### （事業報告等の提出）

第十二条 法第二十九条の規定により提出する書類には、それぞれ副本一通を添えるものとする。

(事業報告書等の閲覧等)

第十三条 条例第九条第一項の規則で定める場所は、環境生活部共同参画社会推進課とする。

2 条例第九条第二項の規定による閲覧は、各地方振興事務所及びその支所並びに宮城県民間非営利活動プラザにおいて行うものとする。

(成功の不能による解散の認定の申請)

第十四条 条例第十条の申請書は、様式第八号によるものとする。

(解散の届出等)

第十五条 法第三十一条第四項の規定による届出は、様式第九号による届出書を知事に提出してするものとする。

2 前項の届出書には、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えるものとする。

(清算中の清算人の届出)

第十六条 法第三十一条の八の規定による届出は、様式第十号による届出書を知事に提出してするものとする。

2 前項の届出書には、清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えるものとする。

(残余財産の譲渡の認証申請)

第十七条 条例第十一条の申請書は、様式第十一号によるものとする。

(清算終了の届出)

第十八条 法第三十二条の三の規定による届出は、様式第十二号による届出書を知事に提出してするものとする。

2 前項の届出書には、清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えるものとする。

(合併の認証申請等)

第十九条 条例第十二条第一項の申請書は、様式第十三号によるものとする。

2 第二条第二項及び第三項の規定は前項の申請書に添付する書類について、第三条第二項及び第三項の規定は条例第十二条第二項において準用する条例第三条第二項の規定による縦覧について、第四条及び第五条の規定は法第三十四条第五項において準用する法第十条第四項の規定による補正について準用する。この場合において、第五条第一項中「第十条第四項」とあるのは、「第三十四条第五項において準用する法第十条第四項」と、同条第二項中「第二条第一項」とあるのは「第十二条第一項」と、「第十条第一項各号に掲げる書類」とあるのは「第十条第一項各号（第六号を除く。）に掲げる書類及び法第三十四条第四項に規定する社員総会の議事録」と読み替えるものとする。

(合併の場合の財産目録等の備置き等)

第二十条 法第三十五条第一項に規定する貸借対照表及び財産目録は、合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人）について作成し、同条第二項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの事務所に備え置かなければならない。

(合併登記の届出)

第二十一条 法第三十九条第二項において準用する法第十三条第二項の規定による届出は、様式第十四号による届出書を知事に提出してするものとする。

2 前項の届出書に添付する登記事項証明書にはその写し一通を、財産目録には副本一通を、それぞれ添えるものとする。

3 第一項の届出書には、法第三十四条第三項の規定による合併の認証に係る定款を添付しなければならない。

(検査の際の身分証明書)

第二十二条 法第四十一条第三項（法第六十四条第七項において準用する場合を含む。）の証明書は、様式第十五号によるものとする。

(認定の申請)

第二十三条 条例第十三条の申請書は、様式第十六号によるものとする。

2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げるものには、それぞれ副本一通を添えるものとする。

(認定の有効期間の更新)

第二十四条 条例第十四条の申請書は、様式第十七号によるものとする。

(知事が所轄庁でない認定特定非営利活動法人による定款の変更の届出等)

第二十五条 第七条、第十条及び第十一条の規定は、条例第十五条に規定する認定特定非営利活動法人が、法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条並びに法第二十五条第六項及び第七項の規定による届出又は提出を知事にする場合に適用する。

2 前項の規定により届出又は提出をする場合には、第七条第二項、第十条第二項及び第十一条第二項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する副本又は写しの添付を要しない。

(知事が所轄庁でない認定特定非営利活動法人による議事録の謄本等の提出)

第二十六条 条例第十六条の届出書は、様式第十八号とする。

(代表者の氏名の変更の届出)

第二十七条 法第五十三条第一項の規定による届出は、様式第十九号による届出書を知事に提出してするものとする。

(役員報酬規程等の提出)

第二十八条 法第五十五条第一項の規定による書類の提出は、様式第二十号による届出書を知事に提出してするものとする。

2 前項の届出書には、当該書類の副本を添えるものとする。

3 条例第十五条に規定する認定特定非営利活動法人が、第一項の届出書を提出する場合には、前項の規定にかかわらず、副本の添付を要しない。

(助成金の支給に関する書類の提出)

第二十九条 法第五十五条第二項の規定による書類の提出は、様式第二十一号による届出書を知事に提出してするものとする。

2 前項の届出書には、法第五十四条第三項の書類の副本を添えるものとする。

3 前条第三項の規定は、第一項の届出書を提出する場合に準用する。

(役員報酬規程等の閲覧等)

第三十条 条例第十九条第一項の規則で定める場所は、環境生活部共同参画社会推進課とする。

2 条例第十九条第二項の規定による閲覧は、各地方振興事務所及びその支所並びに宮城県民間非営利活動プラザにおいて行うものとする。

(特例認定の申請)

第三十一条 条例第二十条の申請書は、様式第二十二号によるものとする。

2 第二十三条第二項の規定は、前項の申請書に添付する書類について準用する。

(認定に係る規定の特例認定への準用)

第三十二条 第二十五条から第三十条までの規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。

(合併による認定又は特例認定の承継)

第三十三条 条例第二十条の申請書は、様式第二十三号によるものとする。

(電磁的記録による備置きの方法)

第三十四条 条例第二十四条第二項の規則で定める方法は、次に掲げる方法のいずれかとする。

- 一 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより備え置く方法
  - 二 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法
- 2 特定非営利活動法人が、前項の規定による電磁的記録の備置きを行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明りょうかつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成することができなければならない。

(電磁的記録による作成の方法)

第三十五条 条例第二十五条第二項の規則で定める方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法とする。

(電磁的記録による閲覧の方法)

第三十六条 条例第二十六条第二項の規則で定める方法は、電磁的記録に記録されている事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面又は紙面に表示する方法とする。

(雑則)

第三十七条 法、条例及びこの規則の規定により知事に対して提出する書類は、日本工業規格A列四番とする。ただし、官公署が発給した文書については、この限りでない。

附 則

この規則は、法の施行の日(平成十年十二月一日)から施行する。

様式第1号～第24号(略)

附 則(平成一一一年規則第四二号)

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則(平成一二一年規則第四八号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一二一年規則第二一〇号)

この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則(平成一三年規則第三八号)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平成一四年規則第五〇号)

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年規則第三七号)

この規則は、平成十五年五月一日から施行する。

附 則(平成一六年規則第四九号)

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平成一六年規則第一一六号)

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則(平成一七年規則第二七号)

この規則は、平成十七年三月七日から施行する。

附 則(平成一九年規則第四三号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年規則第四七号)

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年規則第九六号)  
この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

附 則(平成二一年規則第四六号)  
この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則(平成二四年規則第三七号)  
この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二七年規則第九一号)  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二七年規則第三百一十一号)  
(施行期日)  
1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。  
(経過措置)  
2 改正後の特定非営利活動促進法施行細則の規定の適用については、当分の間、同規則第七条第三項第一号中「(以下「個人番号」という。）」及び同条第十三号に規定する住民票コード(以下「住民票コード」という。）」とあるのは「(以下「個人番号」という。）」と、同項第二号中「個人番号及び住民票コード」とあるのは「個人番号」とする。

附 則(平成二八年規則第一百八号)  
(施行期日)  
1 この規則は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第七十号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。  
(経過措置)  
2 この規則の施行の際現に改正法による改正前の特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下「旧法」という。)第四十四条第一項の認定又は旧法第五十八条第一項の仮認定を受けている特定非営利活動法人によるこの規則の施行の日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る旧法第五十四条第四項(旧法第六十二条において準用する場合を含む。)の書類の提出については、なお従前の例による。

附 則(平成二九年規則第一〇号)  
この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則(平成二九年規則第五三号)  
この規則は、平成二十九年十月十日から施行する。

附 則(令和三年規則第二六号)  
(施行期日)  
1 この規則は、令和三年六月九日から施行する。ただし、様式第一号の改正規定、様式第二号の改正規定(「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める部分を除く。)、様式第三号から様式第十九号までの改正規定、様式第二十号の改正規定(「((印))」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分に限る。)及び様式第二十一号から様式第二十三号までの改正規定は、公布の日から施行する。  
(経過措置)  
2 改正前の特定非営利活動促進法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の特定非営利活動促進法施行細則の規定によるものとみなす。

## 組合等登記令（昭和三十九年三月二十三日政令第二十九号）

### （適用範囲）

第一条 別表の名称の欄に掲げる法人（以下「組合等」という。）の登記については、他の法令に別段の定めがある場合を除くほか、この政令の定めるところによる。

### （設立の登記）

第二条 組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内に行わなければならない。

- 2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。
  - 一 目的及び業務
  - 二 名称
  - 三 事務所の所在場所
  - 四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
  - 五 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
  - 六 別表の登記事項の欄に掲げる事項

### （変更の登記）

第三条 組合等において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、出資若しくは払い込んだ出資の総額又は出資の総口数の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。
- 3 第一項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から三月以内にすれば足りる。

### （他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記）

第四条 組合等がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第二条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

### （職務執行停止の仮処分等の登記）

第五条 組合等を代表する者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

### （代理人の登記）

第六条 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する参事その他の代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所、代理人を置いた事務所並びに代理権の範囲を登記しなければならない。

- 2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所、代理人を置いた事務所並びに代理権の範囲を登記しなければならない。
- 3 前二項の規定により登記した事項に変更が生じ、又はこれらの項の代理人の代理権が消滅したときは、二週間以内に、その登記をしなければならない。

### （解散の登記）

第七条 組合等が解散したときは、合併、破産手続開始の決定及び第八条第二項に規定する承継があつたことによる解散の場合を除き、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

### （継続の登記）

第七条の二 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により継続することができるものが、継続したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、継続の登記をしなければならない。

### （合併等の登記）

第八条 組合等が合併をするときは、合併の認可その他合併に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併により消滅する組合等については解散の登記をし、合併後存続する組合等については変更の登記をし、合併により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。

- 2 前項の規定は、組合等が承継（組合等を会員とする他の組合等（以下この項において「連合会」という。）において、会員が一人になつた連合会の会員たる組合等が別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により当該連合会の権利義務を承継することをいう。第十四条第二項において同じ。）をする場合について準用する。

### （分割の登記）

第八条の二 組合等が分割をするときは、分割の認可その他分割に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、分割をする組合等及び当該組合等がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該組合等から承継する他の組合等（第二十一条の二において「吸収分割承継組合等」という。）については変更の登記をし、分割により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。

### （移行等の登記）

第九条 組合等が種類を異にする組合等となるときは、定款又は寄附行為の変更の認可その他必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、新たに登記すべきこととなつた事項を登記し、登記を要しないこととなつた事項の登記を抹消しなければならない。

### （清算終了の登記）

第十条 組合等の清算が終了したときは、清算終了の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算終了の登記をしなければならない。

第十一条から第十三条まで 削除

(登記の嘱託)

第十四条 次に掲げる訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、組合等の主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

- 一 組合等の設立の無効の訴え
- 二 組合等の出資一口の金額の減少の無効の訴え
- 三 組合等の創立総会、総会、総代会、会員総会、議員総会又は常議員会の決議した事項についての登記があつた場合におけるこれらの決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え
- 2 組合等の合併（承継を含む。以下この項及び第二十条において同じ。）の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、各組合等の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に、合併後存続する組合等については変更の登記を嘱託し、合併により消滅する組合等については回復の登記を嘱託し、合併により設立する組合等については解散の登記を嘱託しなければならない。
- 3 官庁が別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により組合等に対し事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を公告した場合において、当該組合等が当該届出をしないことにより当該法律の規定により解散したものとみなされたときは、当該官庁は、遅滞なく、その主たる事務所の所在地を管轄する登記所に解散の登記を嘱託しなければならない。
- 4 官庁は、組合等を代表する者の解任又は組合等の解散を命ずる処分をしたときは、遅滞なく、その主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

(登記簿)

第十五条 登記所に、組合等登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第十六条 設立の登記は、組合等を代表すべき者の申請によつてする。

- 2 設立の登記の申請書には、定款又は寄附行為及び組合等を代表すべき者の資格を証する書面を添付しなければならない。
- 3 第二条第二項第六号に掲げる事項を登記すべき組合等の設立の登記の申請書には、その事項を証する書面を添付しなければならない。

(変更の登記の申請)

第十七条 第二条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、その事項の変更を証する書面を添付しなければならない。ただし、代表権を有する者の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

- 2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律中に、出資一口の金額の減少をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要する旨の規定があるものの出資一口の金額の減少による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該出資一口の金額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律中に、出資一口の金額の減少をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告（公告の方法のうち、電磁的方法（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）によつてすることができる旨の規定があるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

(代理人の登記の申請)

第十八条 第六条第一項の登記の申請書には、代理人の選任を証する書面を添付しなければならない。

- 2 第六条第二項の登記の申請書には、代理人の選任及び代理権の範囲を証する書面を添付しなければならない。
- 3 第六条第三項の登記の申請書には、登記事項の変更又は代理権の消滅を証する書面を添付しなければならない。ただし、代理人の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

(解散の登記の申請)

第十九条 第七条の解散の登記の申請書には、解散の事由の発生を証する書面を添付しなければならない。

(継続の登記の申請)

第十九条の二 継続の登記の申請書には、組合等が継続したことを証する書面を添付しなければならない。

(合併による変更の登記の申請)

第二十条 合併による変更の登記の申請書には、合併により消滅する組合等（当該登記所の管轄区域内にその主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書を添付しなければならない。

- 2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要するもの合併による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてすることができるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

(合併による設立の登記の申請)

第二十一条 合併による設立の登記の申請書には、第十六条第二項及び第三項並びに前条に規定する書面を添付しなければならない。

(分割による変更の登記の申請)

第二十一条の二 吸収分割承継組合等がする吸収分割による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

- 一 分割をする組合等（当該登記所の管轄区域内にその主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書
- 二 債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

(分割による設立の登記の申請)

第二十一条の三 分割による設立の登記の申請書には、第十六条第二項及び第三項に規定する書面並びに前条各号に掲げる書面を添付しなければならない。



2 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により分割をする場合には、前条第二号の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてすることができるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同号の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

(移行等の登記の申請)

第二十二條 第九條の登記の申請書には、同條に規定する手續がされたことを証する書面を添付しなければならない。

(清算終了の登記の申請)

第二十三條 清算終了の登記の申請書には、清算が終了したことを証する書面を添付しなければならない。

(登記の期間の計算)

第二十四條 登記すべき事項であつて官庁の認可を要するものについては、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する。

(商業登記法の準用)

第二十五條 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第十九条の三まで、第二十一条から第二十三条の二まで、第二十四条(第十五号を除く。)、第二十五条から第二十七条まで、第五十一条から第五十三条まで、第七十一条第一項、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第三十二条から第三十七条まで及び第百三十九条から第百四十八条までの規定は組合等の登記について、同法第七十九条、第八十二条及び第八十三条の規定は組合等の登記(第二十八条第六項の登記を除く。)について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「訴え又は官庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所又は官庁」と、同法第七十九条中「吸収合併による」とあるのは「吸収合併若しくは組合等登記令第八条第二項に規定する承継(以下「承継」という。)による」と、「合併を」とあるのは「合併又は承継を」と、「吸収合併により」とあるのは「吸収合併若しくは承継により」と、同法第八十二条第一項中「合併による」とあるのは「合併又は承継による」と、「吸収合併後」とあるのは「吸収合併若しくは承継後」と、同法第八十三条第二項中「吸収合併に」とあるのは「吸収合併若しくは承継に」と読み替えるものとする。

第二十六條から第三十二條まで 略

附 則 (平成二十三年十月十四日政令第三百十九) 抄

(施行期日)

第一條 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(組合等登記令の一部改正に伴う経過措置)

第三條 この政令の施行の際現に代表権の範囲又は制限に関する定めがある特定非営利活動法人は、この政令の施行の日から六月以内に、当該定めに関する事項の登記をしなければならない。

- 2 前項の特定非営利活動法人は、同項に定める事項の登記をするまでに他の登記をするときは、当該他の登記と同時に、同項に定める事項の登記をしなければならない。
- 3 第一項に定める事項の登記をするまでに同項に定める事項に変更を生じたときは、遅滞なく、当該変更に係る登記と同時に、変更前の事項の登記をしなければならない。

附 則 (平成二十八年政令第三百四十九号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

(組合等登記令の一部改正に伴う経過措置)

2 第二條の規定による改正後の組合等登記令第三条第三項の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度末日現在によりする資産の総額の変更の登記については、なお従前の例による。

附 則 (平成三十年政令第二百七十号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第七十号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成三十年十月一日)から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和二年一一月二十日政令第三百二十七号)

この政令は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第七十号)の施行の日(令和三年三月一日)から施行する。ただし、第二條から第四條までの規定は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第二号に掲げる規定の施行の日(同年二月十五日)から施行する。

別表(第一條、第二條、第六條、第七條の二、第八條、第十四條、第十七條、第二十條、第二十一條の三関係)

名称	根拠法	登記事項
特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

# 宮城県における「特定非営利活動促進法の運用方針」 の制定について

平成19年3月31日

宮城県環境生活部NPO活動促進室

## （制定の趣旨）

平成10年に特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）が施行され、簡易かつ迅速な手続で法人格を取得することができるようになった。宮城県においても、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）の設立認証数は年々増加し、各法人は様々な分野で多様な活動を展開し、新たな公益の担い手として期待が高まっている。

しかし、NPO法人の増加に伴い、NPO法人が関与した不祥事も散見されるようになり、本来、市民に評価されるべき公益活動を行っている他のNPO法人へも悪影響を及ぼしかねない状況である。また、平成17年度に宮城県監査委員が実施した「社会福祉法人等の設立及び指導監督に関する事務に係る行政監査」においても、NPO法人に対する県の厳格な対応を求めている。

このような状況を受け、今回、NPO法人の健全な発展に資するため、NPO法の法定要件である「主たる目的性」及び「非営利性」に関する運用上の判断基準を、認証時に適用する「認証基準」と法人運営時に適用する「監督基準」として明確化した運用方針及びNPO法人の説明責任の履行と市民による選択・監視機能の一層の充実を図るため、NPO法人自らが市民に対して説明を行うよう求める「市民への説明要請」を、認証時及び監督時において行うための運用方針を内容とする「宮城県における特定非営利活動促進法の運用方針」を制定するものである。

なお、本方針の運用に関して、宮城県民間非営利活動促進委員会から、「NPO法人の健全な発展に資するという目的に即し、NPO法人の多様性等に十分配慮して行うこと」との意見があった。宮城県としては、この意見を踏まえ、【運用上の留意事項】として附記するとともに、本方針の運用状況を同委員会へ情報提供する等透明性の確保に努めるものである。

## 法定要件適合性の一層の明確化

「特定非営利活動を行うことを主たる目的」（法第2条第2項）とすること、「営利を目的としな  
いものであること」（法第2条第2項第1号）という法定の認証要件に関し、最低限満たす必要のある基準を明確にし、より一層透明性を確保するため、以下の事項を運用上の判断基準とする。ただし、その判断にあたっては、収支規模だけでなく事業の実施回数や従事者の人数、期間など、その活動全般を見るといった総合的な視点で行うこととする。

また、NPO法人は、設立後においても当然に認証基準を満たしている必要がある。ただし、法第41条第1項に基づく報告徴収・立入検査（以下「報告徴収等」という。）の対象となり得る監督関係の運用上の判断基準については、一時的な要因や特殊事情から、認証基準を満たさない事業年度がやむなく生じる場合も考慮することとする。

## 【運用上の留意事項】

この方針は、認証時及び法人運営時において新たな基準を設定するものではなく、これまで宮城県がNPO法に基づく判断の基準としていた内容を明確にするものである。

また、この方針はNPO法の法定要件である「主たる目的性」及び「非営利性」を収支予算書及び収支計算書において明確にする上での一例であり、収支予算書や収支計算書が本例のとおりになっていない場合でも、他の書類等で法定要件の充足が認められる場合には、それらの書類等も勘案し、総合的に判断するものである。そのため、「その活動全般を見るといった総合的な視点で行う」、「やむなく生じる場合も考慮する」と言及しているものであり、各基準の判断に適用させようとするものである。

なお、「認証基準」と「報告徴収等の対象となり得る監督基準」とで基準が異なっているが、これは、NPO法人の場合、計画と実績の乖離が想定されるため、それを考慮して設定しているものである。しかし、各NPO法人においては、この基準をもって十分とするのではなく、「主たる目的性」及び「非営利性」を充足するよう努めるとともに、さらに、その成果を積極的に市民に提供することにより、各NPO法人の信頼性はもとより、NPO法人全体の信頼性の確保に努められるよう期待するものである。

## 1 定款記載事項

認 証 基 準
法人の目的、特定非営利活動の種類、特定非営利活動に係る事業その他当該法人が行う事業の内容が、定款上それぞれ具体的かつ明確に記載されていること。

### 【説明】

定款は法人の根本規則を定めたものであり、対内的にも、対外的にも、設立認証審査においても最も重要な文書である。NPO法では、法第11条第1項に「目的」（同項第1号）「その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類」（同項第3号）、「その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項」（同項第11号）等を記載しなければならないとされている。

特に法人の目的、行う事業等については、特定非営利活動を行うことを主たる目的とした法人であること等を判断する上で、重要な事項であり、定款に具体的かつ明確に規定されていることが必要である。

### 【運用上の留意事項】

本基準の運用にあたっては、「〇〇字以上記載されていること」という形式的な判断はせず、特定非営利活動を行うことを主たる目的とする団体等であることが読み取れる程度の記載かどうかの観点から判断するものである。

但し、定款に記載された目的や事業が抽象的で一切具体性がない場合又は定款に記載された目的や事業が収支予算書や事業計画書との間に齟齬を生じ、何を行う法人なのか判断できない場合等には訂正を求めるものである。

## 2 特定非営利活動に係る事業

認 証 基 準	報告徴収等の対象となり得る監督基準
特定非営利活動に係る事業の支出規模は、設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書においてともに総支出額の2分の1以上であること。	特定非営利活動に係る事業の支出規模が、2事業年度の収支計算書において連続して総支出額の3分の1以下である場合。

### 【説明】

NPO法人は、特定非営利活動を行うことを「主たる目的」（法第2条第2項柱書）とした法人であり、全体の事業活動に占める特定非営利活動に係る事業の割合は過半であることが求められている。

その一方で、NPO法人は「特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他の事業」という。）」を行うことが認められている。しかし、それは、あくまでも特定非営利活動に係る事業に「支障がない限り」（法第5条第1項）行うことが認められたものである。したがって、その他の事業の規模が過大となり、特定非営利活動に係る事業の実施に必要な財産、資金、要員、施設等を圧迫してはならず、少なくともその他の事業の支出規模（事業費及び管理費）は、総支出額（事業費及び管理費の総計）の2分の1以下であることが必要である。

## 3 その他の事業

### (1) 経営

認 証 基 準	報告徴収等の対象となり得る監督基準
その他の事業の収支予算書において、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに赤字計上されていないこと。	その他の事業の収支計算書において、2事業年度連続して赤字計上されている場合。

### 【説明】

NPO法人は、特定非営利活動を行うことを「主たる目的」（法第2条第2項柱書）とした法人であり、その他の事業は、あくまでも特定非営利活動に係る事業に「支障がない限り」（法第5条第1項）行うことが認められたものである。したがって、「その他の事業」の実施にあたっては、特定非営利活動に係る事業の実施に必要な財産、資金、要員、施設等を圧迫してはならない。事業計画書、赤字計上されているその他の事業については、少なくとも「支障がない限り」行われることが意図されているとはいえない。

### (2) 収益

認 証 基 準	報告徴収等の対象となり得る監督基準
その他の事業の収益は、設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書においてともに特定非営利活動に係る事業会計に全額繰り入れられていること。	その他の事業の収益が、2事業年度の収支計算書において連続して特定非営利活動に係る事業会計に全額繰り入れていない場合。

### 【説明】

NPO法人は、特定非営利活動を行うことを「主たる目的」（法第2条第2項柱書）とした法人であり、その他の事業の「収益」については、「特定非営利活動に係る事業のために使用しなければな

らない」（法第5条第1項）とされている。したがって、その収益は、当然に特定非営利活動に係る事業の実施のために使用する必要があることから、特定非営利活動に係る事業に全額繰り入れることが必要である。

**【運用上の留意事項】**

本基準の運用にあたっては、本基準が「その他の事業の収益は、特定非営利活動に係る事業のために使用する」ことを明確にする観点から設定しているものであることから、実際の運用において、当該年度の「税引き後利益」を翌年度に繰り入れることも認められるものである。

**4 管理運営**

認 証 基 準	報告徴収等の対象となり得る監督基準
管理費の総支出額に占める割合が、設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書においてともに2分の1以下であること。	管理費の総支出額に占める割合が、2事業年度の収支計算書において連続して3分の2以上である場合。

**【説明】**

NPO法人は、特定非営利活動を行うことを「主たる目的」（法第2条第2項柱書）とした法人であり、全体の事業活動に占める特定非営利活動に係る事業の割合は過半であることが求められている。また、「営利を目的としない」（法第2条第2項第1号）法人であり、構成員の経済的利益を追求し、終局的に収益が構成員個人に分配することを目的としないことも求められている。

管理費はNPO法人の運営に必要な基礎的な経費であり、一定程度の管理費は当然必要であるが、管理費の規模が過大となり、「主たる目的」の特定非営利活動に係る事業の実施に必要な財産、資金、要員、施設等を圧迫してはならない。したがって、少なくとも管理費の支出規模（管理費の合計）は、総支出額（事業費及び管理費の総計）の2分の1以下であることが必要である。

**※管理費とは**

「管理費」とは、法人の各種の業務を管理するため、毎事業年度経常的に要する支出であり、法人の運営に係る基礎的な維持管理のための費用をいう。事業の実施のために直接要する費用は「事業費」に計上されることとなる。管理費の例としては、総会・理事会の開催運営費、管理部門に係る役員報酬・人件費、交通費等が挙げられる。なお、ここでいう「管理費」とは、特定非営利活動に係る事業の管理費及びその他の事業の管理費の合計を指す。

**※事業費とは**

「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する支出で、管理費以外のものをいい、会計処理上は、事業の種類ごとに区分して記載する。事業費の例としては、「〇〇事業費」（注・・・当該事業の実施のために直接要する人件費・交通費等の費用が含まれる。）等が挙げられる。

**【運用上の留意事項】**

本基準の運用にあたっては、管理費と事業費に明確に区分できない経費までも厳密に区分、計上させるものではなく、区分できるものは区分し、区分できないものは各NPO法人が一定のルールで按分し、計上しても差し支えないものとする。

## 5 その他の認証事務の運用について

定款変更に関する認証の申請においては、申請に係る変更箇所のみを確認し、それ以外の箇所の確認は行わないものとする。なお、この場合、仮に申請に係る変更箇所以外の箇所に変更がなされていたとしても、これに認証の効力が及ぶものではないので、申請に遺漏のないよう注意が必要である。

## 6 施行時期

この運用方針は、平成19年4月以降の認証申請書及び事業報告書等（当該事業報告書等の期間の始期が平成19年4月以降のもの）から適用するものとする。

### 「市民への説明要請」の実施

#### 1 基本的な考え方

NPO法は、NPO法人について、「自らに関する情報をできるだけ公開することによって市民による信頼を得て、市民によって育てられるべきであるとの考えに立ち、広範な情報公開制度を設けることによって広く市民によるチェックの下におくこと」としている。ここでは、市民による緩やかな監督、あるいはそれに基づくNPO法人の自浄作用による改善、発展が期待されている。

このようなNPO法の理念に照らすと、NPO法人に関する情報は、できる限り広く市民相互に提供され、かつ、共有されることが望ましい。これにより、市民にとって、当該NPO法人について有益な活動が行われていると認め、これに積極的に参加するという機会や、何らかの疑問を抱き、これに説明や改善を求めるといった機会が提供されることとなる。また、NPO法人にとっても広く市民からの支援を得たり、自身への疑問を払拭したりする契機が与えられる。このような市民社会の実現に向けて、行政としても、こうした市民による選択・監視機能が一層発揮されるための環境を整備していくことが重要である。

ところで、近時、市民から所轄庁に対して、認証申請者やNPO法人に関し、その活動を懸念する様々な情報が提供されることがある。また、NPO法人からの事業報告書等の未提出や設立認証後の登記未了などの不備等も散見される。このような場合、上述した環境整備の重要性に鑑みれば、所轄庁としても、提供を受けた情報や不提出等の事実に基づいて、市民間あるいは市民と当該NPO法人との間において自由・活発な議論がなされる土壌を創ることが適当である。

そこで、上述のように市民から情報提供がなされた場合や事業報告書等の未提出等の場合、所轄庁として、当該NPO法人に対し、下記(2)のとおりNPO法人自らが広く市民に対して自主的に説明を行うよう要請する（以下「市民への説明要請」という。）こととする。そのうえで、所轄庁における手続の透明性を確保する観点をも加味し、「市民への説明要請」及びこれに対する当該NPO法人による説明の内容につき、基本的にすべて公開する。

#### 2 具体的な内容

##### (1) 「市民への説明要請」を実施する場合

##### イ 認証及び監督の各段階における「市民への説明要請」の実施

「市民への説明要請」は、あくまでも市民による選択・監視機能が発揮されるための環境整

備として自主的な説明を行うよう要請するものであり、NPO法上規定されている所轄庁による監督とは異なり、これに応じなかったということだけで不利益に取り扱われるものではない。但し、行政の関与という側面もあるため、これを抑制的に運用することが妥当と考えられる。

このため、認証段階では、市民からの情報提供等により、何らかの法令違反に該当することが推認されるなど、申請書類のみをもってしては法定の認証基準に適合することが積極的に示されているとは認められない場合に実施することとする。また、監督段階では、報告徴収・立入検査（法第41条第1項）、改善命令（法第42条）の対象となり得る要件が認められた場合に限って実施することとする。

なお、定款変更の認証に関し、法第25条第5項は、法第12条に定める設立の認証基準を準用していることから、これは定款変更の認証基準にもなっているものと解される。したがって、市民からの情報提供等により当該認証基準への適合性が積極的に示されているとは認められない場合、設立の認証におけると同様に「市民への説明要請」を実施することとする。

#### ロ 事業報告書等が提出されていない場合等における「市民への説明要請」の実施

事業報告書等の全部又は一部が提出されていなかったり、不完全な書類しか提出されていなかった場合、「市民への説明要請」を実施する。また、設立の認証後、登記をしたことを証する登記簿謄本を添付した届出書が提出されていない場合、「市民への説明要請」を実施する。

### (2) 「市民への説明要請」の内容

NPO法人に対しては、概ね以下の事項につき市民に対する説明を自主的に実施するとともに、実施された説明内容（対外的に公表されたもの）を記載した文書を所轄庁に対し速やかに送付するよう文書をもって要請することとする。その際、情報提供者に関する個人情報について、所轄庁として、取扱いに十分配慮すべきことはいうまでもない。

#### イ 提供された情報内容等に関する事実関係

#### ロ 認証段階においては、認証基準への適合性を積極的に示す事項、監督段階においては、報告徴収・立入検査、改善命令の対象とならないことを示す事項

なお、事業報告書等が提出されていない場合及び設立の認証後登記をしたことを証する登記簿謄本を添付した届出書が提出されていない場合には、提出されていない理由及び今後の提出の予定等に関し説明を要請することとする。

### (3) 「市民への説明」の方法

市民への説明は自主的に実施されるべきものであり、実施方法については、当該NPO法人の検討に委ねられるものである。参考例としては以下のものがあり、説明内容を記載した文書を所轄庁に対して送付し、所轄庁のホームページに掲載することによって代替することもできるよう配慮する。

#### (例)

○申請者の住居所や当該NPO法人の事務所における誰でも閲覧可能な状態での説明文書の掲示、備置き及びニューズレター等への掲載

○当該NPO法人が運営するホームページ上における説明文書の掲載

○適切な人数を収容できる会場における説明会の実施（その際、実施の案内を予め周知しておくのが望ましいと考えられる。）

#### (4) 監督における「市民への説明要請」の活用

監督を行う際にも、上述した市民間あるいは市民と当該NPO法人との間において自由・活発な議論がなされる土壌を創ることの重要性に鑑み、「市民への説明要請」を活用することとする。

具体的には、NPO法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるとき、所轄庁は、当該疑いについて報告徴収等を行うことができる（法第41条第1項）。その報告の内容に関し、当該NPO法人に対し「市民への説明要請」を行うこととする。また、NPO法人が法第12条第1項第2号、第3号又は第4号に規定する要件を欠くに至ったと認めるとき、その他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるとき、所轄庁は、改善命令を行うことができる（法第42条）。それを行う際には、所轄庁は、当該NPO法人に対し是正措置を採ることを命じるとともに、その是正措置の内容に関し、「市民への説明要請」を行うこととする。

### 3 施行時期

この運用方針は、平成19年4月から適用するものとする。

#### 「市民への説明要請」を実施する判断基準

「宮城県における特定非営利活動促進法の運用方針（平成19年3月31日制定）」に基づく「市民への説明要請」は、認証段階では、当該NPO法人が法定の認証基準に適合することが積極的に示されているとは認められない場合、監督段階では、報告徴収等の対象となり得る要件が認められた場合に実施することとされている。

同方針により、市民からの情報提供に基づき「市民への説明要請」を実施する判断基準は下記のとおりとする。

#### 1 市民からの情報提供に基づき「市民への説明要請」を実施する判断基準

イ 基本的には個々の事例に応じ、個別に判断することとなるが、

○情報提供の件数

○情報提供の内容の合理性

○客観的証拠の有無

○情報提供者の属性（当該団体との利害関係の有無、同一グループによる情報か否か等）等を総合的に考慮して判断することとする。

ロ 情報提供の件数については、過去の事例を踏まえ、単なる問い合わせの件数を除き、

○複数者から

○概ね5件程度

○法令等に違反することをうかがわせる具体的な情報等の集積があれば「市民への説明要請」を実施することとする。

2 特に悪質で緊急の対応を要することがうかがえる内容の場合には、件数にかかわらず、速やかに対応する。

3 なお、「市民への説明要請」を実施した後、報告徴収や改善命令等のNPO法上の監督を実施した場合において、当該法人が報告や改善措置等を行わない場合は、その点についても公表する。